

平成19年第2回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月15日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成19年6月15日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	岩崎隆寿君
22番	高野庄嗣君	23番	中村良夫君
24番	石塚一雄君	25番	若林直樹君
26番	田中文夫君	27番	金子健治君
28番	村川四郎君	29番	高野正道君
30番	名畑清一君	31番	志和正敏君
32番	金山教勇君	33番	白木善祥君
34番	渡邊庚二君	35番	佐藤孝君
36番	金光英晴君	37番	葛西博之君
38番	猪股文彦君	39番	川上龍一君
41番	大場慶親君	42番	本間武雄君
43番	根岸勇雄君	44番	牧野秀夫君
45番	近藤和義君	46番	熊谷実君
48番	祝優雄君	49番	兵庫稔君
50番	竹内道廣君	51番	岩野一則君
52番	渡部幹雄君	53番	浜口鶴蔵君

54番 大澤祐治郎君
 56番 加賀博昭君
 58番 梅澤雅廣君

55番 肥田利夫君
 57番 金子克己君

欠席議員（3名）

16番 末武栄子君
 47番 本間勇作君

40番 本間千佳子君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎君
 副市長 親松東一君
 総務部長 齋藤英夫君
 市民環境部長 粕谷達男君
 産業観光部長 川島雄一郎君
 総務部長（総務課長） 佐々木正雄君
 市民環境部長（市民課長） 金子信雄君
 産業観光部長（観光課長） 伊藤俊之君
 教育長 渡邊剛忠君
 農業委員会事務局長 山本真澄君
 防災管財課長 正司里志君
 企画振興課長 金子優君
 高齢福祉課長 夏井秀一君
 農業振興課長 金子晴夫君
 商工課長 木下良則君
 教育委員会学芸課長 平間俊雄君

副市長 大竹幸一君
 会計管理者 児玉剛君
 企画財政部長 荒芳信君
 福祉保健部長 末武正義君
 建設部長 佐藤一富君
 企画財政部長（財政課長） 山本充彦君
 福祉保健部長（社会福祉課長） 樋口賢二君
 建設部長（建設課長） 渡辺正人君
 教育次長 藤井武雄君
 消防長 渡辺与四夫君
 行政改革長 藤澤一雄君
 環境課長 中川義彦君
 保健医療長 鹿野義廣君
 農地林政課長 綿貫栄君
 教育委員会教育長 児玉功君
 教育委員会生涯学習課長 石塚秀夫君

事務局職員出席者

事務局長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議事係長	中	川	雅	史	君		議事係	谷	川	直	樹	君

午前10時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員は51名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いをいたします。

順位に従いまして、村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔28番 村川四郎君登壇〕

○28番（村川四郎君） おはようございます。梅雨空が続いていますけれども、執行部の答弁の方は梅雨の合間の明るい青空のような答弁をいただきたいと思います。早速一般質問に移らせていただきます。

さて、大問題となっている年金記録の記入漏れ事件ですけれども、5,000万件が6,500万件とか、一説によると1億件とも言われています。1日25万から30万件確認作業をしたとしても、与党は1年で行うと言っていますけれども、社会保険庁の職員からは、2年かかってもとてもとても無理だという悲鳴が聞こえてきています。少ない年金さえも満額もらえない。そして、その少ない年金は将来もっともっと減額していく。今の政府の策では、とてもとても皆さんの老後の安心は保障してもらえません。

私は、さきの3月議会で外海府、北田野浦地区に完成した共同畜舎を紹介しました。高齢者の方が4名、平均年齢66歳ぐらいで30頭弱の和牛の繁殖経営を行っております。年間の生産額が約1,300万から1,500万円くらいになり、人件費を含めた粗利益は800万円、1人約200万円ぐらいの収入となります。この方たちは、年金を合わせれば老後は全く安泰の生活が保障されます。先日も激励に行ってきましたけれども、まるでだっ子の孫を相手にするような表情で、牛に好き放題、体を服をなめ回されていたおじいさんの笑顔を見ていたら、やっぱりこれは高齢者福祉だと感心しました。農業の高齢化がいつも話題になりますけれども、新穂には94歳で和牛を飼っている方もおられます。83歳、85歳、元気おじいちゃんもいます。「年をとって米もつくれん、柿もできんようになったけど、牛ならまだ飼えるっちゃ」と。そうです、見方を変えれば、畜産業が高齢化したのではなくて、年をとったから米や柿から牛にかえたという人もおられるのです。

私がこれまでこの壇上で何度も声を出して、牛は佐渡の救世主、佐渡の畜産振興が大事だと言っても、行政の行動は余りにも遅い。文字どおり牛歩戦術に遭っています。1頭の雌の子牛が子供を産んで、その子供を出荷するまでには3年かかります。「為せばなる、為せねばならぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」、これは財政難であえぐ米沢藩を立派に立て直した上杉鷹山の言葉です。行政の動きがなさぬから、何もしないから、なさぬなり、何も前へ進んでいない。成果も責任も問われない執行部の牛歩戦術の行動を待つてはおれません。私は、新しく畜産業を始める人たちに身をもって教えたくて、さきの3月議会の合間にぼろの納屋を改造して牛小屋をつくり、まず自分からやって見せましようと、議会終了後、4月2日、高千の牛市に行って、高千入川生まれの雌和牛を1頭買ってきました。若者の畜産業への参入と高齢者福祉の牛の飼育で和牛がふえて地産地消の佐渡牛がいつでも口に入る日が来るように、けさも300キ

口の恋人と会ってデートを重ねてきたところです。

では、通告に従って質問いたします。その地産地消、地産地消、地産地消とかけ声だけはいつも産業経済委員会とかこの議会の中でも声は聞こえますけれども、その地産地消の推進はどうなっているのか、支援の状況と今後の計画を示していただきたい。

次に、農水産物の具体的な数値目標はあるのか。例えば対象の施設とか、業界とか、そのほか進んでいる計画がありましたら答弁をください。

3番目に、地元の業者や地元商店街からの購入も、これは広い意味での地産地消だと私は考えております。地元の商店街が、当該の本店、大きい店に押されてどんどん、どんどん衰退するようでは、これは地産地消とは言えません。そういう意味で、地場産業と商店街への活性化対策があるのかどうか、商工課の立場からの答弁もいただきたい。

次に、さきの3月議会からの再質問になりますけれども、時間がなくてほとんどできなかったのですが、市長もこのときの答弁で、この問題を解決するだけでも活性化になると答えていただきました。その活性化対策、未婚率の増加をどうするのか。

1、具体的な対応策を示せ。

2、結婚相談員制度の再設置をすべきではないか。

3、独身者同士の出会いのイベント、赤泊村でかつて行った沼島の春のような集団見合いのイベントなどは考えられないものかどうか。

最後に、教育現場での虫歯予防、う蝕予防事業というのですけれども、このフッ素という、フッ化ナトリウムという物質を使って、現在佐渡の半分以上の小中学校でうがいの事業を継続していますけれども、現在はある事情でとまっているのですけれども、そのことについて。前々から非常に賛否両論たくさんありまして、この教育現場での集団フッ素洗口は、私はいろんな面から非常に危険性、冒険性があるということで、中止すべきだということを再々厚生常任委員会でも述べてきましたけれども、そのことでどうも佐渡市の今後の方針は強硬に推進するような態度であります。なぜそのような行動を行おうとしているのか、その根拠を示していただきたいと思います。

以上でこの席からの質問を終わらせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、2日目、最初の村川議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、地産地消の質問がありました。消費者の安心、安全を願う気持ちが非常に強くなってきており、当然消費者ばかりでなくて、生産者の方もその期待にこたえるような安全で安心な食糧を供給できると、そういう両々相まかせんと地産地消の意味合いがなくなるのではないかというふうには考えております。いずれにしても、地域をよく見えるというか、生産者の顔がよく見える产品をお互いに消費し合おうではないかという考え方は、いつも大切であるということを確認し合っているところでございます。ことしは、特に地産地消の担当を決めて、その人に具体的な処方についての意見も求めるというふうになって

おります。詳細は、産業観光部長に説明をさせたいというふうに思います。

それから、引き続いて結婚相談員制度について質問もありました。これは、我々も正確にはわかりませんが、結婚されない女性もほぼ適齢期で1,500人ぐらい佐渡におられるのではないかと、何とかその出会いの場をつくろうということで努力をすることにしております。結婚させたい担当というのを置きまして、ちょっと話題にはなりましたが、ボランティアでそういうパーティーをやったり出会いの場をつくる努力はもう既に行っているわけですが、それを希望もあって、もうちょっと厚目に頻度を上げてやろうではないかと、それからもう工夫しようではないかと。例えばなかなか出会いだけあっても結婚に至らないという場合もありますので、その考え方の仕組みを理解してもらえような方向性といえますか、そういう作業を進めようではないかと、こう申し上げておりましたら、あるメディアの方から痛烈な批判が出てきて、要するに結婚したくないという人に何で結婚させなければいかぬのかというふうな批判もありまして、でも女性の自立と、やっぱり自由ということと、結婚、未婚率のアップは両々相まつのものがありまして、確かに我々も自由を束縛するというのはいいわけではありませんので、そういうことも含めてお互いに理解し合いながらやっていくのがいいのではないかと考えているところであります。

フッ素洗口のご質問がありました。フッ素洗口は、このところ非常に新潟日報等でフッ素洗口の歯に与える健康度というのが新潟県がずば抜けて1番であるということで、我々は歯が一番、自分たちの寿命を延ばすのに、健康な生活を年をとってもできるために非常に大事だということの新潟県がいかに努力しているかという形の結果だろうというふうに私は思います。そういう意味で、問題はその予防の安全、安心度の問題であります。ぜひ学校の先生方や関係者にも、子供さんの将来、一生のことを考えて、もちろんそれをしたくない人にはしなくてもいい仕組みをきっちりつくって、前向きに進めさせていただければというふうに思います。内容につきましては、担当の方からご説明をさせます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

保育園、幼稚園、教育現場でのフッ素洗口について、中止すべきではないかというような質問にお聞きしました。教育現場で行う理由についてであります。フッ化物洗口は小さいころから継続することにより、子供の虫歯予防に効果があるとされております。保護者の判断により、希望する場合に限って所定の手続を経た上で先生方や関係者の協力を得て継続して取り組むことができるよう、学校での実施をするものであります。

私の方から教育現場の事例はということでお答えしました。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

佐渡市では、合併前からフッ素洗口等、う蝕予防事業を実施をしておりました市町村がございました。そういう事情もございます。ですから、そういうことで全市民にもその恩恵に浴するという機会を与えるということも基本に考えております。そういうことで、今後とも有効なう蝕予防事業を推進していきたい

と考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、補足説明を許します。

川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

地産地消の推進についてでございますけれども、本年度から地産地消の担当が産業観光部商工課の方に設置されまして、現在その担当を中心にして現状把握に向けた調査を行っているところでございます。その結果に基づきまして、極力横断的な幅広い取り組みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、数値目標があるかというご指摘でございましたけれども、現在のところまだそういった段階でございますので、数値目標というのは具体的には設置しておりませんが、今後ともその地産地消の拡大に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。そういった中で数値目標の設定も含めて、どういった形で進めていく方がいいのか、検討していきたいというふうに思います。

それから、地場産業、それから商店街の活性化というご質問でございましたけれども、昨年度財団法人地方自治研究機構と共同で離島地域における地域産業の再生に関する研究というのを実施させていただきました。その研究結果に基づきまして、本年度地域資源活用活性化事業というものを展開しているところでございまして、この事業は佐渡にある豊かな地域資源を最大限に活用して、商工業の活性化を目指していきたいということでございまして、地産地消もその一環として進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） まず、地産地消からですが、今川島部長が最後に言った地域資源活性化何とか事業を立ち上げるという、そのメンバーはどういうメンバーで構成されるのでしょうか。地元の人は入っていませんか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

地域資源活用活性化事業、これから進めていくわけですが、現在のところ商工会に委託したいというふうに考えております。また、その事業を進めていく中では、協議会というか、そういった会議も設置していきたいというふうに考えてございまして、その中にはもちろん地元の商工業者の皆様に入りたいというふうに考えているところです。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） やっぱり牛歩戦術ですよ。合併して4年目で地産地消、地産地消と言いながら、やっとなんか立ち上げていくと、これから。

それから、先ほど商工課内に地産地消の担当を決めたということなのですが、これはもう決めたということは、この新年度からでき上がっているわけですね。でき上がっているのかということと、数値目標をまだ何も決めていない、これからだということなのですが、例えばきのうも話題になりましたけれども、大型の給食センター、ああいうものはすごくいいチャンスだと思うのですが、例えば反対運動の中には地産地消がもっと損なわれるのではないかという声もたくさんありますし、そうでなくてああ

いうものをきっかけにしっかりした数値目標を、今17.幾らを何か30%ぐらいに目標というけれども、でも実際に具体的にどうするかという説明はされていない。こういうものをしっかり決めていって、コシヒカリならコシヒカリ、米100%とか、大根がどうだとか、通常野菜、タマネギだ、山芋だとか、そういうものを決めることはできると思うのですけれども、例えばJAの婦人部とかと組めば、当然子供さんたちかお孫さんたちが給食センターにお世話にもなることだと思いますし、そういうものはまだできていないんですか、そういうことをしてやろうという考えは。きのうも児玉課長がちょっと言いましたけれども、もうちょっとこれ進んだ具体的な品目とかあるんですか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えいたします。

まず、質問の1点目、商工課に置いたのかということですが、19年度から特命担当ということで地産地消の担当を産業観光部の商工課に置いて、現在その取り組みを進めているという状況でございます。

それから、学校給食センターの話もございましたけれども、これ今年度産地づくり交付金を活用した取り組みとして、公的施設等に対する地域食材の提供について、産地づくり交付金を使った取り組みをこれから進めていくということで、その取り組みは進めているところでございます。ただ、地産地消というふうに申しあげましたので、学校給食ももちろん一つのターゲットにはなるわけですが、それ以外にも幅広く進めていく必要があるだろうということで、現在どういった取り組みが可能なのか、そういった部分も含めて現在検討中ということでございますので、そういった理解でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

説明会でも地産地消の率を上げて、地元産をぜひとも使ってもらいたいという要望が上がっています。そして、いろいろ私どもの方でも給食センターの現場でどのようにして受け入れられるかということで検討しております。それで、一番あれなのが、本当は保存がきくというものが一つ、もう一つはしゅんのものをごんだけ情報として入手できるかが一つ、そういうような観点でできるだけ受け入れられるというようにしたいと思っております。そういう中、例えば一つの例として里芋なんか非常に少ない部分があります。そういうものを例えばなぜ上げられないかというような部分というのも、やっぱりいろんな面で専門家の方のご指導をいただきながらというようなことを考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 病院関係、大竹副市長はあと何カ月ですし、川島部長もあと1年切っているのではないかと思います。それで、検討、検討では、行政用語ではしないということなので、そういうことでは困ります。今里芋とかという話も出ましたけれども、例えば里芋なんかをやろうと思ったら、八幡の生産者の人たちと組んでやれば、割と簡単にこういうこと、計画的生産もできると思いますし、さっき言ったコシヒカリにしても、大型給食センターの場合は考えるということですが、ほかの給食センター、食育、学食も含めて、そういうところは検討していますか。それと、これ17.6%というのは、その大型センターができる地域の数字でしょうけれども、佐渡全体ですか。ほかの進んでいる給食センターが

あったら、数値等わかったら教えてください。品目も。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

単独調理場におきまして利用している佐渡産の利用状況でございますけれども、19.1%。それに県内産の場合ですと29.7%の利用状況でございます。共同調理場としては、佐渡産が16.5%、県内産が25.2%という状況ということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） こんなのは、割と進めるのは簡単だと思うのです。主食である米は、佐渡産コシヒカリ100%、ほかのものは一切食べさせない。それから、魚介類は島内産を必ず使うと、それでとれないときはとれなくていいではないですか。わざわざ外か来た鯨だとか何か、マグロだとかそういうのを使わなくても、ないときは干物を使うとか、いろんなことができると思うんです。そういうような形で地産地消は進めてほしいですし、もう一つ気になったのは、議会の初めに真野小学校の建設計画が出ましたけれども、ああいう小学校の建物とかは佐渡産材を使うというような約束はできていなかったのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 村川君、ちょっと通告になかったので、時間かかります。

ちょっと暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えします。

特別佐渡産材をという指定はしておりません。（後に訂正）

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 本当は、こういうところでこういう笑うのはいかぬでしょうね。と思うのですけれども、ぐっと抑えて。

地元の材木屋さんが、これ入っていますよね。それで、子供さんたちにその小学校は木のぬくもりだ何だかんだ言って地元産材を使って云々というような声がしょっちゅう出るけれども、佐渡の湊とか、一部の見えるようなところに仰々しくああいう安づくりの地元のいすを置いたりしているだけで、実際問題こういうものをちゃんと子供さんたちに体験させてやらなければだめなのではないですか。私は、こういうところの調整をするのは、木を見て森も見れる立場にいる市長だと思うのだけれども、給食センターといい、それからこの真野小学校の建築といい、そういう地元のものを使おうというような指示とかそういうものは考えられなかったですか、市長。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これは、当然地元のものを使うと、あるいは循環型社会を形成するのに役に立つものを使うというふうに考えるのが常でありまして、設計の一番最初るときからは、確かにそういうものがきっちり話をされていなければいかぬというふうに自分では認識しております。まさかそういうことが、

そのまま何もなくなっていると、ちょっと私もいけないです。申しわけありませんでした。本当にそういう点で、万が一のことを考えてだめ押しをすべきでありました。申しわけありません。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 商工課内にこういう地産地消のあれができるという話だったのですけれども、では地元の商店街が、一部佐和田も疲弊してきていますけれども、大体どこも旧市町村の商店街は疲弊してきています。当該大店、大きい店に押されて。そういうところで、例えば私洋服屋さん、親戚に二、三軒あるのですけれども、青山でスーツを買ったときに聞いたのです。店長さんは佐渡の人ではないのですねと、応対がすごくスマートだったのですから、そうですと、でも従業員の人が何人か佐渡の人がおるでしょうと、だれもいません。大体6カ月とか1年でみんな癒着というか、そういうのはないのですけれども、どんどん、どんどんかわっていくと、住民票もほとんど置いていない。ということは、税金は上がらないのです。土地の借地料ぐらいしか。多分佐和田の商工会にも金がほとんど入らないと。例えば青山の話ですけれども、そのかわり彼らはプロですから、やっぱり地元の店員の方たちとは大分レベル違いますけれども、でもああいう形であれば、幾ら売り上げがどんどん、どんどん、大きい店がムサシ、コメリ、いろいろありますけれども、上がっても上がっても地元にお金がほとんど落ちない。だから、かつて旧市町村の役場とかがあったときには、割と地元でその飲み会なんかも始めるのですから、物品も文房具用品とか衣服なんかも作業衣とか、買うという習慣があったのですけれども、そういうものは今の支所関係で考えて、地元で買うように勧めていますか、例えばボールペン、セロテープとか、そういうものを含めて。どうですか。

○議長（梅澤雅廣君） その前に、先ほど児玉課長の答弁、訂正したい箇所がございます。これを許します。児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 訂正させていただきたいと思います。

真野小学校の内装仕上げ材に佐渡産を使うことだそうです。（下線部）

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

先ほどの地元商店街で物品等の購入ということではありますが、できるだけ地元の方で使うように、そしてまた飲み会等々でも地元で飲むように、そういう話等はふだんの中ではしております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） ボールペン1本幾ら以内で買えとか、セロテープ1個幾ら以内で買えとかいうような規制が入ると、とても地元では買えなくなるし、その辺のところはある程度地元の商店で買うという条件のもとに大目に見ていただかないと、地域は残っていけないと思うし。真野小学校は、内装材に使ってもらっただけの少しは救いですけれども、ぜひ事前に、計画的にやれば佐渡産材もちゃんと乾燥していいのできるということですので、ぜひそれをよろしくお願ひしたいです。

次に、独身者問題なのですけれども、具体的に新しく、日報に本当は私はああいうものを大々的に載せてくれときのう記者にお願ひしたのですけれども、朝日新聞にきのう、おとといですか、結構大きく載って、4月からできるのかなと思ったけれども、その新しくできる担当課、担当者、担当係ですか、そのところの説明を、結婚担当員かな、説明をお願いします。これを聞いて、早速相談に来る人もいるかもしれません。

○議長（梅澤雅廣君） 荒企画財政部長。

○企画財政部長（荒 芳信君） お答えします。

早速5月、この係がうちの方に来ましてから、さあ、何かから取りかかるかということで話をしたのですが、一つは今すぐできるものとしては、今平成15年から離島振興協議会の方で合コンというのですか、そういう形のものを行っているものですから、それは隔年でやっているということでもありますけれども（後に訂正）、でもそれと同じものをまずできるではないかということで、そのことを今検討させておりますが、そのほかに庁内でそれをどういうふうに早速するかということで話をしましたら、まずではいろんな課長に集まってもらって相談してみようということで5月にやったのです。ところが、やはり年齢的に50代の人たちが多かったものですから、私たちでは今の適齢期の人たちのニーズとかそういうものは把握し切れないからちょっとまずいということで、ではその人たちから推薦してもらって、男女の比率とか、あるいは結婚しているかしていないかも含めて、支所の人たちも含めて、そういった人たちを集めて一回話し合いを持って、何ができるか、まずそれを決めようではないかということで今スタートした状況でありまして、できることから早速手をつけるということは今心がけながら仕事しております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 一般的には全国的に独身の方がふえているのですが、東京等々のより都会の方がどんどんふえておるのです。田舎では、やはり結婚はする傾向が余り変わっていないということで、結構結婚するのですが、佐渡の場合、数字を見ると都会並みに独身者がふえているということで、一つは女性の方が少ないのですけれども、私もよく相談とか、何かそういうものがないかという相談を受けるのですが、これ隔年ですか、このふれあい合同コンパとかいうのをやっているというのは、これことしもありましたよね、3月に。これ隔年というのはあれですから、ぜひその担当者の方に毎年でも、あるいは赤泊村でやって、私も楽しんで2回も3回もテレビで見たのですけれども、沼島の春というのですか。あれはかなり成果があったと思うのですが、ああいうものは検討できないでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 荒部長。

○企画財政部長（荒 芳信君） 私隔年と言いましたが、ちょっとこれを実績を見ますと、16年が合併のためになかったということ、15、17、18とやっております。19年3月にもやっております。失礼しました。訂正いたします。（下線部）

それから、先ほどのテレビの番組でもありまして、私もちょっと見させていただきましたけれども、最近、もう10年もたっておりますので、ああいったことが非常に、その後個人情報だとかいろんなものが問題となるようになりましたので、できるかどうか、そのときの話も調べてみたそうですが、集めるのに非常に苦労したという状況もあります。それから、早速ことしの3月にやったのを、ことしは第2弾として再開するということを今仕掛けをしようという話をしておるわけですが、やはり出会いの場というのを今県の方も進めているプランがありますけれども、私も3月、勤労青少年ホームというところで、旧両津市のときにおりまして、そこの中でやっぱり出会いという形を自然の形で私見ておりました。というのは、あそこの中で利用者協議会というところのグループが年に3回の事業をやっております。そこに集まってきた人たちが、その事業をやるために幹事を決めます。そうすると、幹事の人たちが集まって、その内容

的にはもう協議するところはないのだけれども、ただ集まって会話をしたいということで、理由をつけながら何回も何回も集まって、その後一緒に飲みに行くという、そういうところからカップルが生まれていくというのを見ておりましたから、その出会いの場をつくって、そこからそういう形に発展するような、私はやっぱり幹事というものを、じゃんけんでも何でもいいです。男女を三、四人ずつ決めて、その人たちがその次の企画をするためにやっぱり何回も集まっていく。そこで気持ちが合えば回数もふえてくるでしょうし、今度カップルで会う期間がふえてくるでしょうから、そんな形で今度出会いの場を2回、3回とふやす方法を検討することが、何か沼島のテレビの番組のものよりもすぐにできて、そしてそれが成果が上がるのではないかなということ、今そんな話もしておりますが、それはできることだと思いますので、何とかしたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） ぜひお願いしたいです。今でもインターネットで見ると、おもしろおかしく続いているみたいです。

ところで、柳沢厚生労働大臣は産む機械ということでいろいろとバッシングを浴びましたけれども、私はその産む機械の「キカイ」がチャンス、チャンスがない。結婚するチャンスがあれば、産むチャンスも出てくるので、その産む機会、いわゆるマシンでなくてチャンス、産む機会のチャンスをつくるのが大事だと思うのです。それで、独身の方、比較的長男長女の方が多くて、両親なり親と一緒に同居していると、だから、身の回りのお世話はしなくてもいいからということもあるでしょうけれども、そのかわりに結婚すると子供さんを見てもらえるから、仕事も継続できるということで、結婚すれば意外と2人、3人と産める、5人を産んでいた同僚がもっておりましてけれども、そういう形で結婚さえすれば佐渡の場合は1人と言わず、2人、3人子供さんを産んでいただけるのではないかなと思いますので。

それから、個人情報云々でなかなか難しいというふうに言ったのですけれども、観光課長どうですか。この集団見合いパーティーつき2泊3日、トキと金山の島旅行というようなものを佐渡観光協会が今度何かそういうものをつくろうというのですけれども、そういう相談なんかできませんか。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤観光課長。

○観光課長（伊藤俊之君） お答えします。

今までちょっと考えたことなかったのですが、ご提案いただきましたこと検討してみたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） よろしく申し上げます。

次に、フッ素洗口ですけれども、これ今フッ素洗口の事業はどうなっていますか。どういう状態ですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

新年度に入りまして、塗布の事業もフッ素洗口の事業も一時停止をさせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） それはわかっておるのですけれども、これ理由はなぜですか。とまっている理由を教えてください。保護者の方とか学校関係者はわからないと思うのです。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

う蝕予防事業に関します実施要領の整備がしていなかったということが3月議会で指摘されました。その準備が整い、安全に再開できるまで一時中断をして、安心できるような形でまた進めていきたいということで現在中止をしているということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 本来は、佐渡市独自のう蝕予防事業の実施要領をつくらなければいけなかったのがそれがなかったということで、議会でそれを指摘されて、今とめているということなのですから、3年間これなしで行ってきたのですよね。このことをどのように受けとめますか。私は、保護者に対しても、学童に対しても、これは各自治体の実施要領をつくって、それに沿って行うというふうに厚生労働省からも県からも来ていると思うのですけれども、それがなくてやっていたと、今まで3年間。このことを市長、どう受けとめますか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） もちろんいいことではないと思うのですが、聞いてみると新潟県の要領に準拠したいということでやっていたというのですが、そうかといって議会で指摘されたとおり、そういうことでまずいものなので、それで現在一時中止をしているということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 県の要領に沿ってやっていたということですが、それではだめなのです。佐渡市としてのちゃんと要領をつくらなければやってはいけません。これは、私は関係者の責任というか、処分に値することではないかと思うのですけれども、この辺はいかがお考えなのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 処分に値するかどうかについては、今後検討をさせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） では、佐渡市としての実施要領はなかった。佐和田、両津市以外の他の8町村は、一部または全部でう蝕予防事業をやっていたということですから、合併前の旧町村には実施要領があったのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

きちっとした私自身も一つ一つ調査をしたわけではございませんが、県にお問い合わせしましたら、これはう蝕事業そのもの、県単補助事業ということで従来やっております、それに基づいてほとんどの旧市町村では実施していたところがある。県の要領に基づいて実施していたのだと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 28番、村川四郎君。

○28番（村川四郎君） これは、県の責任問題ですね。7日の日に県庁へ行ってきたのですけれども、もう一回このことを持って行かないかんですね。

先ほど市長は、効果がずば抜けていると、それで新聞報道、それからテレビ、ラジオで新潟県が7年連続虫歯の本数が少ないということで、それがフッ素洗口の成果であるということがかなり大々的に流されて、私も何度も聞いたし、新聞でも見ました。これは、その根拠というのは本当ですか。ランキング

表、全部持っていますか。1位から47都道府県まで。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野保健医療課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えをいたします。

47都道府県の全部を今持ち合わせておりませんが、一番身近な私ども佐渡市の部分で、その効果等の差違を指していただいたものが16年度から18年度、3カ年の分を数値として持って参っておりますので、ちなみにお答えをしたいというふうに思います。まず、先ほど議員の方からも言われましたが、これは中学校の例で申し上げますが、やられてきた学校とやられていなかった学校、それぞれの中学校の格差問題でございます。16年度においては、相川、金井、新穂、畑野、畑野は畑野中学校と松ヶ崎中学校も含めてでございます。それから、真野中学校、小木、赤泊の各校でございますが、実施をされていなかった学校も旧両津市の東中学校、南中学校、北中学校、内海府中学校、それから前浜中学校、相川中学校、佐和田中学校、羽茂中学校、これは実施、未実施の学校にその後においても変化ありませんが、そういうことを通じて申し上げております。

まず、16年度は全体の流れとして、実施中学校は1人当たり虫歯本数0.87です。それから、未実施の学校につきましては1.5、このときの県の平均が1.1の佐渡市全体では1.21ということになっております。それから、17年度につきましては、同様にやられてきた学校、実施中学校については0.75本、それから未実施の中学校が1.06本というふうに出ております。このときの県平均が1.04本、佐渡市全体では0.92本ということになっております。最後に、18年度でございます。18年度におきましては実施校が0.69本、それから未実施校が1.25本ということで数値がまとまっておりますが、このときの県の平均、新聞にも報道されましたように0.99本でございます。それから、佐渡市全体では1.0ということで取りまとめをさせていただいております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 数字、私が持っているのと違いますよね。例えば18年、実施校の合計平均が0.21本、実施していないところは0.47本、0.47本と0.21本ですよ。16年が、やっているところは0.27、やっていないところは0.43、17年がやっておるところは0.24、やっていないところは0.53じゃないですか、佐渡市の場合。それはいいです。どっちにしても、これ1本以下なんです。多分統計学的にやれば、やっていなくても浦川小学校みたいにゼロのところもあるわけですから、16年。有意の差は多分出ないと思います。お手元の私が事前に配付したグラフを見てください。今フッ素洗口をやっている数値、実施のパーセント、全国と新潟県との数値を教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

正確な数値の資料は持ち合わせていないのでありますが、新潟県では45%ぐらいでしょうか。これは生徒、保育園児等の数値の概算パーセントでございます。それから、全国ではなかなか統計がなく、私が調べたものでございますけれども、これは学会の先生の調査による2006年のデータでございますけれども、47都道府県に広がっております。それから、施設につきましては5,131施設、49万1,304人の子供さん方に支給されておるといふような統計もございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 近々の18年のデータでは、新潟県が47かなのですか、それで全国平均が多分七、八パーセントということなのですから、このグラフの数字が出ているのが2003年か2004年までの数字ですよね。厚生労働省と文部科学省と新潟県の数値ですけれども。この辺、スタートの段階から新潟の方はちょっと全国平均よりも少ないのです。そのままずっと同じ平行線へ来ているのです。それで、このころの数値は、多分新潟県が三十二、三%から35%、全国平均は三、四%なのです。同じように減ってきているのです。これフッ素洗口の結果と言えますか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

これは、全国の傾向といいますかデータの流れでは、最初の出発点から新潟県は低かったのだと、ですから、フッ素洗口を本来すれば、当然効果があつてでこぼこが出てくるのも当たり前だというようなバックの考え方があるのだと思いますが、この表層のものの分析を見ればそういう流れだと思うのですけれども、25年間県が続けてきたそうでございますし、私も佐渡でも旧市町村で始めたところからしますと15年前だということでございますが、やはりそのずっと続けてきたことがこういう差で常に先頭を走るような数字になっておいて、フッ素の洗口利用がやはり一番大きな要因だと思うわけでございます。それは、フッ素を学校の現場とか保育園で実施することによりまして、歯の虫歯とか、口の中の予防等をする保健事業にも誘因といいますか、影響を与えますので、それらをずっと継続してきたというのがこのグラフの裏にはあると思ひまして、やはり一番大きなのはフッ素洗口事業が牽引されてきたのではないかと考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 苦しい答弁ですけれども、これやってもやらなくても、今普通の歯磨きは90%フッ素入っていますし、毎日ブラッシングするだけでも、三度三度の食事にやるとか、そういうことを家庭でやるようになったのです。私は、今でも孫にたまには、歯なんか磨かんでもいいし、きょうは疲れているので、早く寝れというのを夏帰ってきたらちょっと言いますけれども、母親は怒ります。だめだめ、ちゃんとブラッシングしてから歯磨いてから寝なと言うけども、今そういう時代なのです。だから、別にそのフッ素洗口をわざわざ学校現場でやらなくても、効果のほどというのはほとんど変わらない。六、七年続けて、使うと使わないで6%も変わらないというデータもありまして、それよりもリスクの方が大きいということなのです。これ新潟県が何でこんなに図抜けて進んでいるのか、その理由をご存じですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

先ほどもちょっとご紹介しましたけれども、25年前から新潟県は全国に先駆けてやってきたということだそうでございますし、その走りは弥彦村さんで始めたというふうに聞いております。それで、効果があったものですから、新潟県内ではそういう熱心さも加わりまして、普及度がほかの都道府県に比べて普及しておるのだと思ひしております。ただ、新潟大学という、そういう研究の優秀な方もおられるということもその理由にはなるかと思ひしております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 25年ではないのです。1970年、37年前です。実際始めたのは1974年、新潟大学歯学部の予防歯科の堀教授のところで1970年を皮切りに、74年から実施して33年間やっているのです。しかし、このときからも猛烈な反対もあって、その反対を押し切ってやっているのですけれども、今でもこれは尾を引いてトラブルが続いているのです。では、新潟大学がこういうふうに関心にかけている、よその県は、それを見て、もう33年もたって、やっと7%ぐらいしかいっていない。その理由をご存じですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

一般の議会でも市長がご答弁しましたように、今こういう普及率を問うというふうなことの部分はないかと思えます。それで、国でも8020運動の中でフッ素洗口はきちっとらえて、その中の要素で進めていくということになっております。ただ、以前には、いろんな学説で危ないとか云々とかいうことがあったそうでございます。現在では各学会、関係学会でも危険はないというふうな考え方をしております。そんなことで、まだ普及等がなかなか学校現場とかいろんな面で難しい面がございまして、進めにくいのだだということであろうと思えます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 以前はではないのです。今の方がその副作用の面が言われたのです。だから、ヨーロッパを始め諸外国でやめるところがどんどんふえてきておるのです。だから、国内のいわゆるやっていないというところは、言い方はちょっとあれかもしれませんが、有知識者、知識者のいる、知識がある人がいるところの府県とか議会の中にそういう議員がおるとかというところではやっていないのです。だから、進んでいない。1番は新潟ですけども、一番やっていないところはどこか、知っていますか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

承知しておりません。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 知っておいてもらわないと困ります。

では、一番虫歯が多いところはどこですか。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野保健医療課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えします。

承知しておりません。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） あほらしいことで怒る気にもならぬです。あなた方は、ただやりたい、やりたい、それだけでしか考えてやっていないのです。県が言っているから。ここに大竹副市長いますけれども。新潟県の自治体の行政職員が一番県職に弱い、新潟県の県職員は、国の役員に一番弱い。何でもトップダウンで言いなり。だから、すごくやりやすいはず。ここに、副市長は出向ではないですけども、多分出向で来ている地域振興局にいる皆さん方なんかは、非常に佐渡はやりやすいと思っていますよ。また、そこに国の職員が出向で来れば、こんなやりやすいところはないと。周りの人はごますって、ごますって、

ごますって、それで2年間遊んで帰ればそれで済むという。だから、やりたい、やりたいの議論しかないではないですか。何でやらなければいけない、副作用はどうなのか、果たして県が言っていることは真実なのか、そういう議論が全然されていない。違いますか。

さっきのを言いますけれども、一番実施率が少ないのは東京都です。東京都は3校しかやっていません。一番虫歯が多いのは沖縄です。これは、わかるでしょう。間食にサトウキビのあの茎をかじってはしょっちゅう子供さんたちが歩くからなのです。それだけの理由なのです。おやつは、サトウキビが多いです、宮古島とか石垣島へ行けば。お菓子じゃなくて。東京都は、ではなぜ少ないと思いますか。何で東京都が一番実施率が少ないと思いますか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

私そこまでの分析はしておりません。お答えできません。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 東京都が少ないのはもう少し後にしますけれども、その前にやりたい、何とかしてやらなければいかぬ、県に怒られるから。とにかく反対派の議員がきかない、反対しているのは何かこういう返答が、電話に対して受け答えがあったというふう聞いております。反対しているのは、一部の急進派と日教組とK議員だけだという答えを電話でしたのが市の職員におったというのですけれども、そういう感覚なのです。だから、この相川地区とかでいろいろ何かやっていましたよね。小学校フッ素事業説明会云々とかというのを。16年の8月25日、27日、8月28日とかでいろんな地区でやっていますけれども、こういう議論をしておるのではないですか。

保健所の職員が16年10月15日、アンケート結果についての協議、保健所の職員がこういうことを言っています。教育委員が薬品を使うことから、危険性を訴える保護者の気持ちもわかる。保健所の職員は、反対派が何を言っても、安全性は証明されているの一言で片づく。それから、11月4日、またここでも保健所の職員とか県職です、説明会から間を置くと反対運動が起こる。説明会后、すぐに実施した方がいい。それから、17年の3月10日、ここでは歯科医師が言うています。フッ素洗口は、学校それぞれに実施しますかと聞くのではなく、実施するという方向で説明を行う。それから、その次にまた歯科医師、未実施の地区においては最終的にオーケーを出す人を集めて検討する必要がある。フッ素は、薬剤効果だけではなく、歯科保健、予防のモチベーションを高める意味で物すごく大切。それから、17年8月25日、佐渡市の方針は、フッ素洗口事業を推進したい。17年の佐渡市人材育成支援行動計画において、フッ素洗口事業についてすべての施設で実施することとして行動目標に掲げている。歯科保健事業の統一性と公平性という観点から、この事業を早急に展開したい。ありますね。18年2月16日、保健プロジェクト会議の合同会議で全保育園、幼稚園、小中学校においてフッ素洗口を実施することを決定したと。19年度よりフッ素洗口を実施することで関係機関の合意が得られている。仮に反対意見が強く出されたとしても、当部、関係機関が協力、連携し、フッ素洗口の有効性、安全性を粘り強く説明するとともに、子供の歯を虫歯から守るために、すべての施設においてフッ素洗口を実施するとの姿勢を毅然と示す必要がある。環境汚染等々が心配だという声に対して、歯科医師が特に問題ない。こういう議論で進められているのです。それで、地区説明会は、何人出て何人これ執行部、学校側から出ているか、知っていますか。ひどいところは、保護

者が5人しかいないところに14人ぐらい執行部関係が行っているのではないですか。ほとんどのところはそういう形で、それはもうお母さん、お父さん方は五、六人で行政側とか校長先生も教育委員会、県の言うとおりですから、15人もおるようなところで文句言えないのではないですか、違いますか。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君） 村川議員に一言お答え申し上げたいと思っているのですが、今先ほど来市長、また担当部長がお答え申し上げておりますのは、基本的に村川議員のご指摘に反論しているわけではなくて、私もその8020運動を含めて、極めてこれまで取り組んできた取り組みが非常に有効なわけです。したがって、それについてはいずれにしても保護者である父兄の皆さん、それから歯科医師会とか皆様方とよく話し合いをしながら、基本的にお子さん方の健康を考えているわけですので、これ特に反対の皆さんに対して強制するものでもないわけでございますので、そういうことでいろいろとまた父兄の皆さんとも相談しながら進めさせてもらおうというお話しもしているわけでございますので、その辺はどうかご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 県に行ったけれども、県はとにかくやらせてくださいなの。説得力も何もないのです。あそこでどうなってもしょうがないですけれども。有効だって、そのグラフを見てください、手元にある。手間と、それから学校現場で、これ私薬事法違反、医師法違反の面から最後は締めたいと思うのですけれども、これ本当、今いろんなことで訴訟の時代ですから、場合によっては大変なことになる可能性もあるのです。

東京都は、実施率が一番低い。東京都に電話して聞きました。ここは、東京都教育庁、ここが担当しています。教育庁の学校保健推進課、虫歯予防担当。虫歯予防担当なのです。そこで、東京都は11位です、実施率は最下位。3校しかやっていません、二百何人。東京都の人口で、たった三つの学校しかやっていません。それで、でも虫歯の少ない本数は上から11番目。少ないでしょう。何でと言ったら、こういう回答です。都では、市、区、町村、島々、自由選択でばらばらです。学校は、学ぶところであって、実施すればよいでもだめ、また虫歯を予防するところでもありません。8020事業で神津島の三つの学校が自主的に行ったと、小中学校、小学校二つ、中学校一つ、三つに行ったのみです。虫歯予防は、家庭での指導が重要であり、ブラッシングの手入れを100%行い、夜間や多食や間食はだめで、0.9本、1本既に切っているところもありますと、石原都知事らしい考えですよ。この人の答えも立派だったですけれども、人間も地域も、個性を重視すると、トップダウン天国ではないです。だから、人気があるのだと思いますけれども。基本は、あくまでも個々の家庭で、学校ではありませんと、何もかも学校へ任せるというのがあられるでしょう。だから、私は教育委員会もやりにくいと思っているのです、本当はやりたくない。でも、県が言ってきている。でも、こんなのをやって、もしちょっと公平性の持っている方だったら、インターネットでフッ素洗口云々と、フッ化ナトリウムと副作用云々とか、調べれば副作用は出る、出ない、意見半々です。論文もいっぱい。でも、病院で使うものであれば、それでもしょうがないですね、ある程度副作用出ても。教育現場、学校ですよ。学校で使うのに、やり方によっては事故も起こすし、致死量だってもっといかんです。その目的を持って、かぎがかかる薬品庫にそのフッ化ナトリウムだけ管理するのですけれども、その管理する先生がずさんだったら、そこの中に入っている顆粒を盛ってぽんと飲めば、1.55ぐら

いで自分の命を絶つこともできるのです。こういうようなことは余りあれですけども、そういうもの、それで、国は何を使えと言っていますか、このフッ素洗口に使う化学物質は。マニュアルで、試薬は使わないようにというふうに指導しておるのです。それを、佐渡市は試薬を使っているところがいっぱいあるのではないですか。その比率を押さえていますか。劇薬である医療用医薬品のミラノールあるいは劇薬のフッ化ナトリウムを使っておるところ、それから試薬のフッ化ナトリウムを使っているところ、その辺の比率、ちゃんと押さえていますか、何を使っているか。試薬を使えなんて言うておるのではないですか、新潟県と同じように。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

平成18年度まで、正確なパーセントではございませんが、新穂のトキっ子保育園、いわゆる新穂地区ではミラノールを使っております。ほかは試薬。

それで、今回整備したう蝕予防要領では、試薬の1級、特級を使っていこうというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） そうでしょう。トキっ子保育園だけはミラノールでしょう。これは、医療用の医薬品。ですから、処方せんを出してもらって、薬店やドラッグストアでは買えませんけれども、薬剤師がおって、ちゃんと調剤薬局を備えておる薬局だったら、処方せんによって譲ってもらえるのです。そういうそのミラノール、トキっ子保育園で使っているミラノールの10倍の濃さなのです、試薬は。ほとんど原液に近いのです。劇薬とほとんど変わらないのです、濃度的には。国は、試薬を使ってやっているなんていうことは勧めていません、はっきり言って。文部省は、その前に逃げ腰なのです。文部省の見解は、文部省はフッ化物の利用については、学校は行動様式を身につけさせ、健康の自己管理ができるように教育するところであって、公衆衛生として必要なら厚生省が保健所でやるだろうと、学校教育課ではそう言うておるのです。それを何か新潟大学と、かつてどれだけ県庁の職員がコネがあったのか知りませんが、ずっとやっておると。それで、厚生労働省の国の姿勢は、佐渡市は今そのフッ素洗口だけではなくてフッ素の塗布までやめていますよね。ブラッシングも全部やめておるのではないですか。このう蝕、虫歯予防事業、8020というのは、フッ素洗口とかフッ素塗布だけを言うのではないです。嫌だったらフッ素洗口もフッ素塗布もしなくてもいいのです。ブラッシングマッサージ、それ衛生環境等の指導教育、それでもいいのです。厚生省は、そのばらばらの事業に対して補助金を出しましょうということで、全部自治体に任せておるのです。それを佐渡市は全部入れてしまっている。だから、フッ素洗口の事業がああいう厚生委員会でストップかかると、塗布事業もブラッシングも全部やめなくてはいなくなってしまう、今まで一生懸命やっていたところの、だからお母さん方も学校現場も戸惑っています。全部やめてしまう、何で。できるのです。それで、希望者は歯科医院へ行ってやりなさいという、そういう指導も行っていないでしょう。厚生労働省は、特別にフッ素洗口は勧めていませんと、従来は歯科でのフッ素の塗布が中心でしたと、ガイドラインは出していますけれども、あくまでもフッ素洗口を行う場合の指針であると、実施するに当たっては薬事法の違反にならないように、ミラノールの使用時も個人々々への処方せんを必要としていると。この個人々々への処方せん、出していませんよね。私電話で、あなたの部下に電話したら、え

え、そんなのやらなんですかって、一人一人。インフォームド・コンセントも、歯科医の先生が一人一人の生徒と保護者とやっていない。学校の校長先生か、何かあなた方が説明して、そこで納得させて、それで以下同文でやらせている。これも通知済みだと、個々人への処方せんを必要としているということを通知しておくか。

また、マニュアルには試薬を使用しないように指示していると。これは国会でももめて、昭和60年の中曾根さんが総理大臣のときに、学校現場でその試薬を使うことがいいのかどうかということに対しての答えは、省略しますが、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い溶解、希釈する行為は、薬事法上薬剤師の指示があれば問題ではないけれども、あくまでも医薬品なのです。試薬のメーカーは、人間には投与しないようにと言っています、和光純薬さんは。これ全部和光純薬のフッ化ナトリウムの試薬ですけども。あくまでもこれ実験用で、人間に飲ませる、投与することは考えてつくっていません。そんなものを医薬品として使ったら、これ薬事法の違反ではないですか。薬品の製造業の許可ももらっていない。おまけに医師法違反でしょう。佐渡の場合は、一人一人の子供さんに会って、この子供さんは大丈夫とか、体調がどうだとかということもやらないで、最初スタートしたらエンドレスですと行くわけですよ、1年。少なくとも3カ月と言わないけども、半年に1回ぐらい歯科の先生に健康診断のときに診せて、続けてもいいかどうか、そういうこともやらなければいけないし。そのために、幼稚園、保育園では薄い濃度で週5回か何かでしょう。小中学校は、ちょっと抵抗力があるから、濃い濃度で1回なのです。濃い濃度でできないのです、過って飲んだときにだめだから、保育園、幼稚園は。

続きますけども、医師法やインフォームド・コンセントを自治体長、ということは市町村長ですね。自治体長か学校長が保護者との間に行き、さらに歯科のドクターが個々の学童を見てフッ化ナトリウムを処方するという手順です。この事業は、虫歯予防のための支所のいろいろな取り組み事業が対象であり、要は虫歯を減らすことが目標であって、フッ素の塗布でもフッ素のうがいでも、ブラッシングやレクチャーでも選択は自由で、トータルではなくて一つ一つの事業実施であっても認めて、各市町村の自主的取り組みに任せているというのが回答なのです。私は、この健康政策局にはしょっちゅう会社におるときに行きましたし、ちょうど菅さんから小泉さんが厚生大臣をやって、期待したけれども、菅さんのような仕事はできぬで、菅さんが非常に革命的な、ミドリ十字事件とかオレンジ共済事件があって、厚生省の中は職員とお茶も飲めないような、業者とは。禁止令が出たりしたのですけれども、このときに私の地元の同級生が、健康政策局、今これを管理している医政局、彼今天下りでおりますけれども、多分市長もご存じだと思うのですけれども、そこに課長補佐であって、そういう関係でもう非常に詳しく、ちゃんとわかりやすく教えてくれました。だから、う蝕予防事業は、要は虫歯、塗布でも洗口でも、それでこの事業は当初文部省と厚生省が足並みをそろえてスタートしたけれども、今文部科学省は不熱心である、腰を引いている。父兄が、いろいろ知識がある人が何か言うたら、とても怖くてできません。ほかのことで副作用のような症状が出て、いや、そのせいだと言え、調べていけば因果関係でいろいろ出てくるのです。だって、アスベスト問題であれだけ、もう本当にばたばたしたのに、要はこれの方がずっと怖いのです。10分や15分、アスベストをかぶっただけであれだけがたがたしたのに、何で教育委員会がこのフッ素事業を、もうちょっと勉強していただかないと、こんな危険なことをよくするかと、薬事法、医師法違反で今はやっている

ということを私は申し伝え、一般質問終わりますけれども、市長、これに対してご感想をどうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君） 恐れ入ります。村川議員が市長とおっしゃったのですけれども、私の方で。

村川議員のご見識とその点につきまして、よくわかりました。しかし、保護者の皆さんもそれぞれが我が子について、確実に自分で歯科医師のところに行きながらやれるということが全部担保できれば、それはそれでいいわけですが、こういったフッ素洗口を望んでいられる大勢の保護者の皆さんもいらっしゃいまして、あるいはこれまでの実績を見ましても、非常に危険というお話をされるされますけれども、現実問題としてこれまでの間それだけの実績を残してきているわけですし、私どもはやはりこの点については、これまでの新潟県が推し進めてきて、あるいはまた佐渡の島内でもそれぞれが実施されてきて効果を上げていますように、望まれている皆さんもいるわけですので、歯科医師会ともよく相談をして、また加えて保護者の皆様ともよく話し合いを積み重ねながら、希望される皆さんにこの事業についてはさせていただく方向で進めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 認められません。時の流れで減ってきただけの話です。これは、補助事業をどうしてもやりたいというのであれば、歯科医師会、薬剤師会と組んで、そちらに補助金を入れる形でぜひやってください。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中文夫君の一般質問を許します。

田中文夫君。

〔26番 田中文夫君登壇〕

○26番（田中文夫君） 三・一クラブの田中文夫君です。よろしくお願ひします。今回は、佐渡市づくりということで、集権化から分権化へというタイトルで一般質問をさせていただきます。

国づくりというのか、まちづくりというのか、いろいろ言い方はありますが、地域をつくっていくということを考える場合に、その地域の象徴あるいは地域の拠点となる施設というのもまた必要になります。今回は、合併後後半戦に入ってくる来年度を指標に入れながら、支所の統廃合と絡めて、支所がその地域の拠点としてどのような機能、役割を果たすべきかということと絡めながらお話をさせていただきたいと思ひます。

一つは、佐渡市の旧10カ市町村の持っていたさまざまな固有の問題を抱え込んだまま佐渡市に一元化されたわけですが、当然のことながらその一元化を進めるためには、本庁にさまざまな事業、業務を集中化させるということをおこなう高野市政はやってきたように思ひます。ただ、組織というのは、収れんと拡散という、そういったバイオリズムを持って働かせないと、いつまでも中央集権化させておきますと、

当然のことながら組織疲労が起こってくるということだと思います。当然一元化して、それなりのきちんとした体制を整えたらば、次はやっぱり分権化という流れの中で隅々までその機能の水準を伝えていくという作業をしなければならぬ。そういった意味で、合併協の申し合わせにもあるように、支所の統廃合というのは合併後10年間の間の後半の部分に位置づけられていたのだと思うのです。それをこの間のさまざまな財政危機の問題から始まる行政の持っている機構改革等を含めた行革の流れの中で言うならば、少しその速度を速めないで佐渡市そのものが立ち行かなくなるという危機感の中で、この間かなり集中した形での中央採用もしてきました。当然そのことが整ったらば、次は分権化への流れも進めていかないと、全体の水準が上がってこないということなのだと思いますので、その点のことについての考え方をお聞きしたいなというふうに思っています。

一つは、これを旧10カ町村の当時合併協が描いていたような、例えば佐和田と相川を一つにして一つのエリアにするとか、あるいはもっとさかのぼれば江戸幕府300年のときに3郡という形で佐和田郷、羽茂郷といった形での、そういった伝統的な地域の区分の仕方、そういったものもありますし、どういう形で佐渡市そのものを描いていくのか、あるいはそういった地域エリアを全部取っ払ってしまって、佐渡市は一つ、中心に一つの拠点を置いて、すべての地域性を取っ払うというのも、これも一つの考えだと思います。そういった意味で、そのときに支所というのは単に役所の持っている行政の効率化を図るための出先ということにするのか、それとも住民自治の拠点として、新しい旧来型の地域ではない地域を設定していくための拠点として支所を設置していくというようなことも一つは考え方としてあるのだと思うのです。そういった意味で、大まかなコンセンサスの中では、支所は三つとかというような形で、もう既に決まったような話の方へなっているようにもお聞きしますけれども、私は必ずしもそれはそうではないというふうに思います。例えば県が合併を進めるときに、佐渡市の場合は横切りにして、大佐渡、国仲、小佐渡というような形での地域範囲の設定をして進めてきたように承知しておりますけれども、それを例えば縦切りにする。縦切りにして、例えば観光エリア、農業エリア、エコエリアというのですか、おわかりかと思うのですが、私の言っていることが。そういった形のエリアの設定をしていくという中で、そこにそのエリアの持っている特色を発揮させるための拠点として支所的なものを持っていく。

これは、先日私ども会派で四国に行ってきました、政務調査に。そのときに視察をした愛媛県の伊予市というところでは、17年の4月に合併をしましたけれども、半ば吸収合併のような形ですけれども、伊予市と、あと二つの町だったのですが、その町には例えば旧来型で言うと支所を置いてというふうなことで発想するかと思うのですが、その伊予市の場合には支所は置いていませんでした。その各町に地域事務所といったものを置いて、行政の総合窓口的な機能をそこに持たせていました。将来的にそれをどうするのかと思えば、自治基本条例というのを策定して、今までのエリアにとらわれない、住民が自らの意思で自分たちの自治組織をつくって、そしてそうした場合にその住民の自治組織に拠点として自治支援センターというものを置いて、そこで行政の窓口機能を行う。そうすると、当然のことながら、旧来の市町村の枠の中で云々ではなくて、自治機能をどう発揮するかということで固まった地域が、まさにそこで一つの行政をも組み込んだ、まさに市民と行政との協働というのでしょうか、そういった流れの中で新しい地域をつくっていかうというふうな試みを展開していました。

そういった意味で、私は佐渡市の場合も、旧来の10カ市町村の枠を取っ払う必要はないというふうにお

考えの方もひょっとしていらっしゃるかもしれませんが、その10カ市町村の枠組みはやっぱり取っ払うべきだというふうにお考えになっていても、ではまさに江戸幕府300年の三つのエリア、伝統的な共同体が息づいていた、そういったもののエリアに戻すのか、あるいは私が先ほど申し上げたような、ある種特色を持った形のエリアの設定をしていくのか。大胆に考えますと、私などは佐渡を縦に二つにばんと割って、佐和田と両津と、その真ん中に本庁があって、支所は二つぐらいでひょっとしたらいいのかもしれないなどとも思います。それは、要するにエリアの設定の中でどういった自治機能を発揮し、どういった特色ある地域づくりをしてもらう中で、お互いに切磋琢磨し合いながら佐渡市全体を盛り上げていくということが出来るものとして考えた場合に、旧来の枠組みをどう外すのかというのが、これは一つの知恵の出どころだなというふうに思うからです。そういった意味で、市長始め主立った幹部の方々に、さまざまな自らが関わっている守備範囲の中で、さまざまな地域設定をし、取り組んでいるように思われますが、どうも見るところ、それは重なり合ったり、重複し合ったりしていながら、しかしその重なり合いの部分がどうもうまく力を発揮していないというふうに思いますし、そういった意味ですきっと一つのイメージのもとに、すべての事業がやっぱり複合化した形でそのエリアの中におさまっていくということを今後構想していかなければならないのかなと思ひまして、そのお考えをそれぞれの方々にお聞きしてみたいなと、このように思います。

雑駁な前置きをしましたが、それに基づきまして、一応質問事項には(1)、地域づくりについてということで、地方自治体の死命を決するのは、基礎的自治単位の再編、統合による活性化と考えるが、地域再生と新たな地域づくりについて問うということで、①、旧市町村の枠組みをどのように解体するのか。②、新たな地域づくりの指標は何か。人口規模、交通の利便性、産業特性など、指標は幾つかあると思いますが、そういったものをどのように用いていくのかということでご説明いただきたい。③、地域づくりに用いる新たな指標あるいは復活の枠組みとはどのようなものなのか。

次に、(2)、これは裏、表の関係にあると思っておりますので、重ね合わせながらお話ししたいと思いますが、本庁整備と支所の統廃合ということで、自治機能の拡充強化と行政組織改革は佐渡市づくりの車の両輪のごときものである。地域づくりを進めるに当たって、センター的役割を担う支所のあり方は重要である。佐渡市建設2期目は、支所の統廃合を待たなしに具現せねばならない。具体的な計画を問うということことで、①、支所の数と位置について、またその所管エリアについて。②、行政組織の再編と本庁と支所との関係、またこれに伴う人員削減について。③、各種サービス機関の適正配置について。

どうも具体的な総合計画、あるいはエリアの設定、自治機能の単位といったものをきちんと定めないまま、ある種の機能を優先した形で、もう既に統廃合が起こってきています。しかし、例えば一つのエリアを設定したときに、学校の数はいくつ、保育園の数はいくつ、老人施設が幾つというような形でそのエリアに社会資本を整備していくというやり方ではなくて、結局今行われている統廃合というのは人間の数、利用者数、そういったものの中での効率化を図るためだけに、その施設が持っている機能を重視する形の中でしか統廃合は進められていないように思います。それはまた、確かにその施設が持っている機能をよりよく実現させるためには必要な考え方かとも思いますが、しかしそれだけでは佐渡市というものをつくっていくときの地域づくりや自治機能の強化ということとは、どうもうまくかみ合わさらない事態が一つ起こってくるのではないかなというふうな懸念を持っております。その点についても、ぜひ質問の中で明ら

かにさせていただきたいと思っています。

とりあえずこの場での質問は終わります。改めてご返事を聞きながら、質問席で質問させていただきま

す。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、田中議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

大きく二つに分けて、地域づくり、地域の役割、集権化から分権化、あるいはそのどちらをとるか、それからもう一つは機能的な構築物、支所も含めてですね。そういう建築物、構築物というか、センター的なものを配置するのにどういう指標でやるのかというふうなふうに質問をとらえてお答えしていきたいというふうに考えております。非常に難しい質問でございまして、今考えていること、それからこれからがどうなるかということ、非常にイメージであります、考えていることをお答えしていきたいというふうに考えております。

当初合併のときにはいろいろ議論がありました。分権化、集権化、集中化、拡散化、それから庁舎の問題についても分庁方式なのか、中心に集中すべきかという議論がたくさんあった中で、現在の本庁中心、集権的な仕組みの中で一回融合というか、統一化を図ろうという意思が優先して現状になりました。それで、おっしゃるとおり、この3年間で我々もできるだけ融合に向けての一つの方向への集権化を図ろうというふうに努力をし、それについてはいろいろご議論もありましたけれども、それなりに進んでいるのではないかと考えておるところであります、本当にそれでいいのかと、この途中、ここまで来る間にも各地域でいろんな動きがありまして、合併の当初の話し合いに対する対立軸を形成するようないろんな動きがございました。しかしながら、それはちょうど集権をなし遂げるまでの過程であるというふうな認識で、それをほとんど認めず、あるいはその意見を吸い上げずにここまでやってきた現実がござい

ます。

ところが、地域の活力とか生き生きとした、つまり地域の活性というのは人間に所属するものでありまして、これをなしに、それでは地域の運営ができるかという、そういうふうにはいかないというふうに当然感じるわけでありまして、いろんな形で地域を回ってお話も聞かせていただいたりしました。ところが、反省すべきは地域審議会の機能が非常におろそかになったまま推移したということもあって、非常に片手落ちでもあったのではないかと、これはこの3年間反省して思うところあります。

この後は、それではどういふふうにするのかというところですが、やはり本来旧市町村の枠組み、これも非常に大事な今までのアイデンティティーといいますか、ご自分たちの歴史を踏まえた価値基準がそこにあるわけなのですが、それを超えた人間の活力の固まりが、徐々にそれが必要になっていくのではないかと、これは非常にまた難しいことでありまして、長い歴史の中の地域ぐるみの活動が、そう急に新しい動きで新しい固まりができるというふうにはなかなかありません。

しかし、いろんなNPOや地域の皆さん方の動きを見ていますと、徐々にその枠を外れて動いているところもあるようでござい

思うのですが、それをする前にもう既に支所の統合が始まっております。今度支所の話になりますが、支所の統合が始まっておりまして、大きな動きになる市民の活動というか、そういう動きが固まる前に、もう既に支所自体は統合に向けて進み出さざるを得ないだろうというふうに思います。ですから、これから最初の1期といいますか、それから次の期までの間には、恐らくそういうふうな市民の固まりで今までの旧市町村の壁の乗り越えるだけの大きな動きというのはなかなかない。しかし、その芽を摘まないような仕組みづくりが絶対必要なだろうというふうに思っているところであります。

それから、今度具体的に地域づくりについてですが、旧市町村の枠組みをどのように解体するのかということですが、これは合併のときにご説明したような、現在の旧市町村の枠組みに従って、恐らく支所の統合は行われざるを得ない、先ほど申したように、そういうふうな形になるだろうというふうに思います。そういう意味では、枠組みは合併のときに4ブロックとか何ブロックとかいう話もありました。それが参考になるかどうかわかりませんが、現在は各支所の最低の機能はどこにあるのかという精査をもう一度検証し直して、そこからスタートしようというところがございます。それは、あくまでも旧市町村ベースで考えているわけでありまして、それについての統合については、それをやはり集めて、その機能をその地域に合わせるというふうな形になってくるのではないかと、非常にイメージがぼんやりしていて申しわけありませんが、そういう意味では新しい指標とは何かと言われますと、やはり今の流れでいきますと旧市町村の一つの枠、人口の数、交通の弁のよしあし、長い歴史の積み上げの実績ということになるのだろうというふうに思います。

そういう意味では、次の3番目の地域づくりに用いる新たな復活の枠組みとは何かということで、これは一言で言えば、やはり地域の人の心構え、元気さ、活性のある、なしということに尽きるのではないかとというふうに思っているところであります。

それから、本庁と支所の統廃合について、支所の数と位置について、また所管エリアについて、今先ほど申し上げましたように、それぞれの最低の支所単位の機能と、それに要する職員の数の分析が始まりかけております。それによって、それに含まれる固まり、その固まりをどういうふうに判断するかということとでございます。これも議論の非常に巻き起こるところであると思うのですが、極めて短い間にこの決定をこれからしていかざるを得ないというふうに考えております。

それから、行政組織の再編と本庁と支所との関係、またはこれに伴う人員削減についてでございますが、人員削減は、これは今までも何度もお話ししましたけれども、行革特別委員会の数字を上回る数字で削減を進めていくという覚悟でございます。いろんなやり方があると思うのですが、公務員ですから、おまえ要らないよと言えないところが厳しいところではありますが、人員構成がアンバランスになるところまでぎりぎりこらえて採用を減らしていく、あるいは民営化、これもまたなかなか行政がやっている仕事というのは、かなり民間ではやりづらいところをやっておるわけでございます。施設やそんなものが多いとか少ないとかという議論は別にして、現在やっております指定管理者制度が本当に機能しているかどうかということも皆さんの検証材料になって、改めてこれも考え直さないといかんぬではないかということとでございます。いろんな施設が老朽化しておりまして、故障したり、機能がとまったりしております。できるだけその辺を見ながら、着実に人員整理といいますか、削減の方に向けて今後進めていきたいというふうに思います。

各種サービス機関の適正配置について、保育園、学校、老人施設等でございますが、老人施設なんかについては、足の弱い老人のことを考え、あるいは学校については幼い子供たちのことを考えて、今までの旧10カ市町村の配置の中でやっておりました。ところが、人口がどんどん減ることによって、なかなかそれでは済まないというふうな状態になって、昨年はあのような保育園、それから学校統合をご説明申し上げました。これも、現況を考えますと、エリアをわたっての統合も非常に難しいというふうに考えております。しかし、いずれそれも11年後にはそれも含めて検討しなければいかぬ、適正配置に向かって進まなければならない。何とかその前に人口をふやしていく努力をしていきたいというふうに考えています。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君。

○26番（田中文夫君） しょっぱなのお答えはその程度だろうというふうに予測していたので、水準域を少し上げて質問させていただきます。

まず、今までの地域づくり、あるいはそれに伴う地域の拠点づくりというもの、例えば保育所を例にとりましょうか。各集落、子ども部落と言っていますが各部落に、季節託児から始まる保育園というのは大体各部落に一つありました。それが、一つのその部落の自治機能の拠点のようです。それは、要するにその集落が経営していたからです。それをだんだん子供の数が減るに従って、それを部落から町へという形で、管理を含めて集約するような中で保育園が統廃合されてきました。地元には、地元が自分たちの子供たちを集落の単位の中で育てていくという活動の中で生まれてきた保育園というものをやっぱり大事にしていたのです。それで、そこの中で当然統廃合が起きてくるときにはそれなりの地元の抵抗というのはあったかと思えます。

その一番典型的な例は小学校です。国の政策の中で、私の大ざっぱなとらえ方で言いますと、国が地域づくりを進めていくときに一番初めに設定したのは小学校区です。小学校区を基本的な単位にして地域をつくっていくというふうな発想がどうもあったようです。ところが、少子化に伴って、今度は地域づくりの拠点をどういうふうにしたかという、今度は老人施設を中心に地域を、エリアを設定していくというふうに変わってきました。それと同じように、では佐渡市の場合には地域づくりのときにどういったものを象徴にしてその地域をつくっていくのかというのが大事だと思うのです。そのときに、一つ意識改革を市民の方々にしていただかなければならないのは、先ほど私前段でも触れましたけれども、機能性を重視していかなければならないそういった施設については、地域性を取っ払って考えないと有効機能しない。これは、例えば保育園という施設は保育に欠けるという要件で設定されておる施設で、当然そこには母親が就労するというに伴って起きてくる保育に欠けるという要件を解決するために建てられている施設ですから、そこには本来地域性などというような概念はないのです。つまり保育園という施設は、だから地域に根差した形で本来存立すべき施設ではないのです。母親の就労形態の中で、交通の利便性の中で、最も預けやすい地点に設置することが保育園の持っている機能性を実現する一番のやり方なのです。というふうに考えていくと、真に地域に根差した地域性が必要不可欠であるといったような施設というものが、その地域をつくっていくときの、あるいは必要な施設だと思うのです。

例えば私先ほどご紹介した愛媛の伊予市では、それを自治支援センターというふうな形で設置をしているというふうな意図があるようです。これは、役所が持っている行政の窓口だけではなくて、いわゆる自治機能を持たせるという形の中で、そういう地域の方々が集まり、さまざまなことを話し合いというふ

うなことまで含んでやるような施設です。だから、そうして考えていくと、例えば小学校の統廃合にしても、地域の方々にはあたかもその地域に小学校がなくなると地域が寂れるというふうにおっしゃって、かなり反対があるということをお聞きします。教育委員会の方々、地元の方々の理解を得るために何度でも足を運んで説明をし、必要性を促しながら統廃合に持っていくという大変な作業をしていらっしゃるようですが、しかしそれは地元住民が、その小学校が地元にあることによって地元に活力が、活性化が生まれるというふうに錯覚していらっしゃるからと私思うのです。子供を抱えている親にとって、考えるならば、子供の教育をより効率的に、なおかつ子供同士はお互いに切磋琢磨し合いながら、子供の学力、能力を向上させるという器として学校というものを機能的に考えた場合には、その地域の方々の活力を生む媒体としてその学校を使われてはたまったものではないというふうに私は逆に思うのです。

この前、金井小学校の運動会にちょこっと参観をしてきまして、300人ほどのお子さんたちが集まって元気に運動会を展開していました。それを見まして、やっぱり学力は個別指導というものがきちんととされることは、より一層そのお子さんの持っている学力の発達段階に応じてきめ細かなご指導ができるかもしれないが、体育といったようなものは、これはやはりお子さんたちが一定の数集まって、その中で切磋琢磨し合うことによって行え得る、それでなおかつチームやゲームといったようなものを楽しんでいくという活動だとすると、これはやはり仮に統廃合が地元の反対で難しくても、体育の授業だけは学校の仕切りを取っ払ってでもやった方がいいのではないかと。せいぜい車で移動するときに15分以上かからないのであれば、例えば朝一番とか、お昼休みとかというふうな時間帯の中で15分をうまく生み出せるならば、やっぱり同じ学年が10人とか15人しかいないというクラスの中でやっていく体育と、子供たちが30人、40人集まって行う体育の授業は、全く効果や意味が違うのではないかというふうに私は思ったものですから、そういった意味でそのようなことも必要なのだなと。でも、これはまさに地域性、その施設の持っている機能をより高めるために、そういった工夫をしていく必要があるのだなというふうに思ったわけですね。当然統廃合するとき、地元の方々が自分の地域にこの施設をとってこだわっているその部分が、本来その施設の持っている機能を高めることになるのかどうかということまで含んだところで、ぜひやっぱりこれは市民の方々の意識改革が必要なのだなというふうに思った次第なのです。

そうして考えていくと、これからの例えば自治機能を高めるためのセンター的な機能を支所に持たせるというふうに考えた場合に、その地域というのはどういうエリア設定をしていくべきなのかというのが一つは私の問題意識としてはあるのです。その意味で、今市長がおっしゃったように、旧10カ市町村の枠組みにこだわりながら進めていくしかないなというふうにおっしゃられると、極めて問題意識が私とずれてしまうのですが、そこらあたりのことについてはいかがお考えですか。単に組織的な機能の効率化とか云々とかという中で組織整備をしていくという、その片側だけで行政組織を考えるのではなくて、実は他所に自治組織があって、その自治組織が持っているさまざまな機能を代理、補完する、あるいは支援するという形で行政というものがかわっていくというのが本質かもしれませんが、しかしそれはその村中では行政組織があることによってその地域をつくっていくという、ある種積極的な機能まで持ってしまうというのも、これは否めない事実なのです。そう考えていくと、まさに来年か、あるいは再来年あたりにいや応なく踏み込んでいかなければいけない支所の統廃合、統廃合というのは要するに支所の数が今10カ所あるとすると、それが半分になったり、極端に言えば二つぐらいになってしまうということまで含んだ中で、

その支所の持っている機能が地域を設定してしまうということになるかと思うのです。それぐらい重要な意味を持つ支所の統廃合をどう進めるのかというのが、まさに私はもう目の前に迫った課題だと思って、今回このテーマで市長のお考えを含めて、幹部の方々もまさにもう設計図を引きつつあるというふうにもお聞きしておりますから、そこらあたりをお聞きしたいと思っているので、もう一度済みませんが、私の今話したことについて。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初の機能性を保有される施設をどういうふうを感じるかということからいきますと、確かに保育園、都会では保育園は駅の中にあたり、駅のそばにあたりして、通勤の途中に預けていかれるということであたりすることも非常にたまたまやられているし、我々も学校統合の説明会なんかに行きますと、PTAのお母さん方の考え、お父さんや保護者の考え方と、そこをかつて卒業されたお年寄りといいますか、地域の重役たちというのですか、その方の意見が真っ二つになっているときがよくあります。保護者の皆さん方はよりよい教育を求める、ところが地域の重役たちは地域の活性化のために子供たちを、田中さんが言われたように利用しようというふうなところのギャップの中でいつも悩んでいるわけではありますが、しかしそのところは教育長始め、教育のあり方で本来あるべき姿へ収れんしていただきたいということをお願いしているわけです。その一致がなかなか見えない、時間がかかるということが、方向は必ずしもいいとは思いません。そういう意味では、言われるように体育だけは別とか、あるいは特殊な実験とかそういうものはどれぐらいの範囲に分かれるとか、ジャンル別に分かれるとかということは大事だなというふうな。その点、もし意見があれば教育長にも話してもらいたいというふうに思います。

もう一つは、自治支援センターみたいな機能を支所にこれから持たせるのか、あいた支所に持たせるのかということでもあります。いろんな意識の高い地域は、もう既にそういうふうになっているというのも聞いています。それで、我々の中で、いずれにしてもあいてくる施設をどういうふうにするのかという中で、先ほどお話ししたように、10カ市町村というエリアは、今まで佐渡島というのはそれぞれの地域が一つ一つの町で独立している、連檐性が非常に少ない島でもございました。それは、海があるからあれだとは思いますが。その中で見ると、今のところは当面あいた施設がその自治支援センターになっていいのではないのかなというふうな思いでいます。それは、田中さんの質問の内容とずれているかもしれませんが、そのところで当面そういうふうにお答えをしたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えします。

学校の統合の問題でございますけれども、いろいろと説明して回ってみますと、今議員さんがおっしゃったようないろいろな課題が出てまいります。私ども、どこでも共通して話に出るのが、地域のコミュニティーセンターとして小学校や中学校があるのだと、それがやはりなくなった場合には、いわゆる活性化がなくなって地域が活力がなくなって、あるいはまた消滅してしまうおそれもあるというような話をよくされます。それで、そういう気持ちはよくわかるのでございますけれども、私ども子供の教育でございますので、今市長の方からも話にありましたように、よい教育を求めて、集まれるのであれば、いわゆる通えて集まれるのであれば、より集まっていたいて、そして集まってもらって、そしてやっぱりきめの

細かな教育をしていく、人材の育成を図っていくと。やはり子供たちは、学習にしてもそうだと思うのですが、そういう学習面からしてみると、小さい方がいいのではないかと、その方がよく勉強を教えてもらえるのではないかという意見もありますけれども、確かにそういう一面あるかもしれませんが、やはり子供同士の練りあいとか学習のし合いというもの、非常に大きな要素になってまいりますし、体育とか、あるいはまた部活動等については今議員おっしゃったように、やはり一人一人の個性を十分生かせる環境がつかれるのではないかというふうに思います。そういう面で、ちょうど統合するに当たっては一つの過渡期になるわけですが、いわゆるあいた学校をその地域の人たちが参画していただいて、どういうふうにそこでコミュニティとしてのよさ、あるいはいろんな機能を働かせてもらったものは一緒に考えていただければというふうな部分が大切なのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文字夫君。

○26番（田中文字夫君） 話がうまく焦点化されないんで、あっちへ飛んだり、こっちへ飛んだりなのですが、私は教育のことだけで言いますと、今話題になっている給食センターのこと、あれはまさに地域性を取っ払った形で取り組んだ第一歩なのではないでしょうか。さまざまな観点からさまざまな批判は出てくるかもしれませんが、地域性を取っ払ったという意味で私は評価をしたい。できれば教育というエリアも取っ払って、福祉的なそういったものまで組み込んだオールラウンドな給食センターとして設置していただければなおよかったなと。もう一步進めば、それを民営化してしまえばなおよかったのではないかというふうに私は思っているのですが、そこまでは一足飛びにはいかなかったということだとは思いますが、しかし地域という旧来の持っている小学校区という校区制の中の枠を取っ払った形で設置された施設としては、私は評価しておきたいというふうに思っていますが、つまりそのような発想がさまざまな場面の中で今後必要になってくるのだと、その最も具体的なターゲットは支所の統廃合なのです。旧10カ市町村の枠を取っ払った形しか支所の設定はできないはずですね。今10カ所あるものを統廃合するのですから、数がふえるということはありませんから、数は少なくなるわけです。

それで、なおかつこの支所の統廃合というのは裏側にもある、本市が抱えている行財政の最も頭の痛い課題としての人員削減の問題との絡みも、当然のことながら器を統廃合することの中で起きてきます。今いる支所の課長の数が具体的に幾つかは私も数えませんが、その1カ所の支所にいる課長、係長が仮に3分の1になったときに、3分の2の課長、係長はポストがなくなるということです。人のためにポストをつくるというような時代ではもうありません。人がいるので、仕事をつくるということも、今は行政には許されていません。当然のことながら、必要な事業を展開していくためのコンパクトでスリムな組織が求められているので、その中でポストの数がなくなるのは当然、浮いた人員をどうするのかというのはその次の問題です。それも含めて、とかくこの本会議の場でもけんけんがくがくがありました。部長制をとるときに、屋上屋を重ねるようなことを何ですのだというふうに批判をした議員の方々もおりました。私はまさに近々、この二、三年の間に、支所の統廃合を含めて、この問題の部制も含めたところでの見直しは行わざるを得ない。そのときに、まさに屋上屋であるからこそ、はしごを取っ払えばおりては来られないぞと、それぐらいの覚悟で部課長の方々は自分の使命を果たしてほしいというふうに願っております。

そこで、これは総務部長の方がいいのかな。支所を幾つにするのか、そうするとポストは幾つぐらい少なくなるかななどの試算をしておりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

試算ということではありますが、まだその試算までは至っておりません。まず、支所をどのような形で統合していくか、統廃合するか。そこに地域づくりの視点がなければいかぬというのが田中議員のお考えのようではありますが、私どもとしてはいかに職員を適正規模な職員数に持っていくかということをも基本に考えております。そういう中で、支所の数あるいは支所を統廃合した後の出張所における職員の数、このあたりについては今どのような仕事それぞれの支所に必要であるのかということから検討に着手し、また支所長の方々と協議をするという状況であります。

なおちなみに、その支所における職員数であります。現在正職員で280人という状況であります。その中でも課長、支所長の数であります。今39名いらっしゃいます。そのような状況になっております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文字夫君。

○26番（田中文字夫君） 人員削減というのを年次、例えば1年に50人とかというような形の具体的な数値目標を設定して取り組んできたというような経過もあります。それは、まさに計画でしょうけれども、ただ具体的なある種の戦略的な手法というのも実は伴わなければ、その数値目標すら設定し得ないのだろうと。これは、なおかつ具体的に連動していくものですよね。これもちょっと話ずれますが、保育所の民営化を進めていくときに、私は視察、横浜で視察をしまして、今回も保育園民営化を進めているところあります。具体的にどうしているかという、退職目前の方々を民営化をセットしている保育園に全部集めるのです。その方々が退職するときに、スムーズにその園は民営化してしまうのです。職員の問題は、全く心配する必要がない。そういった形で、つまりどの年齢層の方々がどのぐらいいるか、その方々をどのような形で配置をしていくことによって、その施設の有効機能を発揮させるかということと同時に、その施設を廃止するというシミュレーションをもうつくってしまっているのです。これは、まさに人事政策とも絡むでしょうけれども、まさに支所の統廃合が起きるということを前提にして、ポストの数が余るとするならば、例えば支所長以下、支所の課長、係長は退職目前の方々を配置していくということでクリアしていく問題というのはたくさんありますよね。そういったことを具体的にもう検討の中に入れておかなければならないのではないのでしょうかと思うのですが、そこらあたりの準備というのはどうなっていますか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

年齢階層別の人員構成については、把握をさせてもらっております。単純に考えますと、20歳から60歳まで40年間いらっしゃいます。40年間で今約1,600人ありますが、平均40人、各年代別に40人というところが平均なわけではありますが、年齢構成を言いますと、50歳以上の方々がそれにプラス10人ぐらいずつ多いというところでありまして、逆台形的な形になっておりますので、適正な人員構成に持っていくためには上の方をそいでいくという形で人員政策を進めていかなければならぬというふうには考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文字夫君。

○26番（田中文夫君） そのことと地域づくりのことというのは、やっぱり連動していくものだろうと思うので、なおのこと私はきちんとそこら辺のことをした方がいい。一つは、ポストのある方々はポストがなくなったときに勇退できる条件みたいなもの、今国会レベルでも公務員の再就職の問題、天下りと批判されない再就職の手法みたいなものを考えているようですが、本市にはそれがございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今のお話、人材バンクのことだろうというふうに思いますが、佐渡市においてもそういう人材バンク制度が佐渡市にふさわしいのかどうかということで、今検討には着手をさせてもらっております。具体的にどういう形で動き出すかというところにつきましても、天下り制度というような批判もあるわけでありまして、前回別の議員の方からもそういうご指摘といいますかお話がございまして、それらをちょっとヒントにしながら組み立てができるかどうかということは今検討しております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君。

○26番（田中文夫君） ぜひ行政マンとして有能な力を発揮し、実績も残してきた方々が勇退するについて、当然それは第2の人生という形の出発の仕方を行政の側がシミュレーションすべきではないと私は原則的には思いますが、しかし地域にとっては有能な人材が地域に戻ってくるわけですから、その方々が地域の中で力を発揮していただくというようなことをぜひ考えていくということも含めたことが必要かなというふうに私は思っています。また、そうしないと、私自身がそうであるとは思いたくないですが、行政をよく知ってしまうと、退職しますと一般行政にシビアになってしまうのね。そうすると、地元のがんだと、何か事業でもやろうとすると、一番文句を言うのが元役場職員だったなどということが起こりかねませんので、そこらあたりを含めて、つまりきちんとした待遇の中でぜひ地元貢献をしていただくという側面も含めた第2の器づくりというのが、ここやっぱり佐渡市の職員を、極端に言えば半分にしていくための年次である10年、15年という年次の中では、そういったものがきちんと機能しないと、かえって厄介な方々を地域に放置してしまうというふうになりかねませんので、その点も含めてぜひご検討いただきたいと思っております。

あと、全く具体的なところで、私先ほどちょっと言いましたが、例えば佐渡を、西側湾岸地域を観光エリアとか、金北山からざっと縦に切ったところを国仲エリアとか、こっこのトキを中心にしたところをエコエリアとかみみたいな形のエリア設定をして、そこに支所を置くなどというふうな大胆な発想、私はもっと基本的に考えれば、実はばあんと金北山から縦に二つに割って、両津と佐和田に支所を置いて、センターには金井のちょうど吉井あたりのところでしょうか、そこに本庁を置いて、本庁は基本的には窓口機能は持たない、支所は二つ、すべての総合窓口はそこでやって、本庁は窓口を持たないで事務機能の一元化をして、集中的に事業の管理をするというようなことをぜひ進めていただきたい。今のままいくと、先ほどの市長のお話ですと、まあ旧来の江戸300年続いた共同体の名残がありますから、3分割ぐらいしてというふうなイメージなのかなと。

私そこでも一つ言いたいのです。仮に3分割をした場合の例をとって、南部、羽茂あたりでしょうか、あとは両津、それから国仲というのでしょうか、佐和田でしょうか、佐和田。そのときに、支所、今でいいますと支所機能と本庁機能とを今のような形でげたを履かせてしまうと、また混乱が起きるのです。そ

こらあたりのところをどう考えているのですか。私どもが、金井に本庁が来ることによって、金井に支所機能がなくなったというふうに地元の方々から嘆かれて、やむにやまれずお願いして市民相談室などというものをつくっていただいた経過の中で味わった体験が、今度市の統廃合が起きてくるときに、必ず本庁と接合されている支所というのはその悲哀を味わうのではないかなと、そして本庁と支所とは全く分離しておくということは必要なのかなというふうに思うのですが、そこらあたりのお考えはいかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをします。

本庁、支所との関係であります。本来であれば支所は要らない、本庁一つがこれ理想だというふうには思いますが、今の地形を考えるとなかなかそうもいかないところであるわけでありまして、では本庁に窓口が必要ないかということになりますと、本庁があって支所があるわけでありまして、本庁にも窓口という部分はやっぱり必要だろうというふうに考えておるところであります。またご意見をちょうだいいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文夫君。

○26番（田中文夫君） どこでも、大きな組織と言った方がいいのかな。私の横浜の経験で言えば、横浜の本庁は全く窓口機能は持っていません。同じ、すぐそばに区役所があります。そのような形の権限と事務の配分の仕方をするによって、より効率的に本庁というのは全体を見渡して、すべての事業展開をコントロールしていけるということだと思うのですが、それを支所機能まで兼務させると、大体うまくいかないです。ただ、支所三つに本庁一つという四つの箱物を持つというのが極めて財政的に大変だとするならば、逆に支所を二つにして本庁一つでやっていくというのも方法かなというふうに思いますし、今ほど本音をちらっと言ったかもしれないなと思って耳にとめました。佐渡市には市役所一つでいいと、支所要らない。まさにこの議論は、私はぜひともしておく必要があるなと。

これも私、先日政務調査で高知県と愛媛県を見てきました。高知県というのは、テレビで話題になった山内一豊が長宗我部を、残党を駆逐しながら中央集権をして高知にすべてを集中して、私もその隣、南国市というところに行ったのですが、南国市が5万、あとは全部2万台の市しかありません、高知県には。つまりすべて高知市が勝ってしまっているのです。高知市そのものにすべて高知県の機能は収れんされてしまっているというふうには私は見ました。ところが、愛媛というのは、あそこは外様、親藩、譜代まで含めて、小さな各藩がたくさん集まっています。確かに松山市は、人口は県庁所在市は大きいですが、それでも10万台の市が二つ、三つ、私ども行ったところでも5万、4万とかというぐらいのレベルで十何カ所の市が存立している。まさに県のつくり方が歴史的な中で来ていますから、愛媛県というのはやっぱり群雄割拠しているというふうにまだ言えます。これ中央集権型がいいのか、そういう群雄割拠型の行政運営がいいのかというのは、これは大いに議論すべきだと思うのですが、私は江戸時代300年かかって三つに分けて統括してきたという、それも外側から来た支配者がですよ。佐渡は私も、それは詳しくわかりませんが、佐渡一国と言いながら、常にその一国の中で佐渡の中から指導者を出してきたわけではないのです。全部外から来ました。本間家もそうですし、上杉のときもそうでしたし、当然江戸時代になって天領になってからは奉行が来た。それで、戦争のときには進駐軍が来た。そういった意味では、高野さんが初めて佐渡の内部から出た佐渡全体を統括する人なのです。初めてなのです、これは。佐渡にとって。そう

いったことを考えると、佐渡全体を統括する、その内部から出た指導者が望む国の形というのでしょうか、が中央集権型がいいというふうに考えるとすると、かなり力わざでがっちりと締め直しをしないと難しいと思いますし、少し先ほどおっしゃっているような、何となく今までの流れの中で2方を向きながらというふうにおっしゃっていると、三つという伝統的な枠組みの中におさまってしまうのではないかとすると、三つの支所の中に本庁を一つ組み込んでしまうというよりは、本庁は本庁としてコンパクトにして独立させておいた方がいいのかなというような気もしますが、そこらあたりはイメージとしてどうですか、市長。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当初私が考えていたのは、それぞれの町々が、旧町村が、それぞれのある一定の自ら統治する能力を持った、ある程度分権型の市の方がいいのではないかと私は思っていました、合併前は。それで、今おっしゃられるように、中心には頭脳がきっちりあるというのがいいというふうに思っています。

ただ、みんなでやろうというときに中央集権型、一度みんなで願い、かつまたそれをやっているわけです。それもいいところと悪い、非常に問題なところが両方ありまして、中央集権型、もともと江戸時代もそうなのです。各集落がそれぞれ奉行なら奉行のもとに一定の自治機能を持ってやってきたのです。それになれていたのが急に集権型になった。それまでは、10カ市町村それぞれにボスがいたわけですから、それが一挙になったということはかなり無理がいろんなところに出てきている、きしみが出ているのではないかとこのふうな感じがいたします。ですから、それではもとへ戻すかということ、それはもうないよということでもありますので、佐渡らしい集権型、かつまたここまで来ると最後ぎりぎりのところまで地域の支所はスリムにさせていただいて、それでは新しい、さっき田中さんが言われるような地域の自治組織とまではいきませんけれども、そういうものができるのかどうかということをやっぱり探っていくより、今のところはやむを得ないのだろうというふうに思っています。

ですから、当面佐渡の財政状態を考えますと、今の仕組みの中でできるだけスリム化を図るということをして第一にして、それから自らをおさめようとする意欲は、それは非常に多としなければいかぬわけですから、それは地域と一緒にしながらそれを支援する。それが、市役所、支所が支援センターの役割を果たせるのかどうか、これもちょっと今のところ頭の中でまとまっていません。とりあえずは、当初の中央集権型の仕組みの中でやりたいと。しかし、地域からの起きてくるそのエネルギーは、ぜひ支援し続けていきたいというふうに思っております。まだはつきりとした、これも皆さんのコンセンサスになっていくかどうかということも一部あるわけでもありますので、やっぱり地域と話し合いをするということに尽きるかなというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中文字夫君。

○26番（田中文字夫君） もう少しイメージを具体化していくという作業を早急に進めていただきたいというふうに思うし、当然来年はその具体的な図面に基づいて実行していくのだというふうなことも含めて私はお願しておきたいと思っております。

申しおくれましたが、離島振興協議会の会長におなりになったそうで、私たまたま今回のテーマで本屋さんに行きましたら、「離島発生き残るための10の戦略」ということで、海士町ですか、の山内さんとい

う方が書いた本がございました。彼は、合併の拒否をして、離島として生き残っていくという方策を立てた方です。離島振興協議会の副会長さんをなさっていた、今でもそうなのでしょう。この本が6月の10日の発行でしたから、高野さんが会長になったときにリタイアしたのです。とすると、合併推進派の高野さんがそれにかわって離島の問題を考え、解決していくという旗頭になったわけですので、当然この山内さんがおっしゃっていることを学びながらも、しかし合併という中で進めてきた一つの離島の持っている姿というのを今後実現していただきたいと、それも佐渡市を具体的に離島の旗頭として活力ある市にしていきたいというふうをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。

最後に、山内さん、非常に有名な方なので、ちょっとご紹介しておきたいと思います。山内さんは、大きい道前、道後、二つの大きなグループがありまして、道前の方は三つの島でありまして、その中の海士町中之島というところに住んで、長い間その海士町長をやっておられて、あそこの合併を詳しく知っているわけではないのですが、一つの島は一つでいきたいという考え方なのです。合併反対というのではないのです。何度もやられたのですが、三つの島を一つにするという、あるいは四つの島を一つにすることに問題があると思ってやられました。私の先輩でもありますし、いろいろ教をいただいています。今回もひとつお話を伺おうと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で田中文夫君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩崎隆寿君の一般質問を許します。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君） 新生クラブの岩崎です。議長の許可がいただけましたので、ただいまより一般質問をいたします。通告に従い、順次行いますので、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問ですが、一つ目は普通財産についてであります。昨年来教育委員会より小中学校の統合計画の説明会が島内各地で行われ、市民の皆さんに周知を行ったところであります。今年度からは、前期5年間のうちに統合を計画している地域の皆さんへ直接出向き、地域住民との説明会を行って学校統合を進めていくということでもあります。このように、現在ある小学校33校1分校、中学校13校を10年間で小学校13校、中学校を6校にということでもあります。その統廃合によって、今後空き家となる校舎は28校にも上るわけではありますが、その管理について基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、これに関連して、既に学校統合により廃校となっている旧二見中学校の今後の取り扱いについてお伺いをいたします。昨年度より旧二見中学校につきましてはいろいろと議論を重ねてまいりましたが、

現在は4月より校舎及び体育館はあいている状況であります。地元住民からは、強度検討を要望されているということですが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、地産地消についてお伺いいたします。地産地消につきましては、2点に分けてお伺いをいたします。まず、1点目は、農作物についてであります。ことしの初めに島内の青果市場にお邪魔しました際、市場の方から聞いたところによりますと、佐渡島内に地場産作物が出回っているのは全体の2割程度だということであります。したがって、8割は島外から入ってきている作物であります。そこで、ことしは地産地消を推進するために、市場自ら農家をお願いをし、島内に足りない作物を生産していただくという、そのような取り組みを行うとの抱負をお伺いいたしました。民間がそのような形で取り組みをし、地産地消に向け努力をしている中で、佐渡市としてはどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

2点目は、木材についてであります。島内産木材についても、現在はほとんど島外産材に押されているのが現状であります。まずは、なぜそのような状況なのか、問題点をお伺いいたします。また、その問題点に対してどのような対策を行っているのかをお伺いいたします。

次に、定住促進事業についてお伺いいたします。団塊の世代が一斉に定年を迎えるこの時期に照準を合わせ、平成17年より行って、今年度で3年目を迎えるこの事業であります。島外に住んでいる方で、定年後には生まれ故郷の佐渡へ帰って生活をしたいという方にとっては非常に役立つ事業だと思いますが、まずは今までこの事業を行ってきた成果はどのようになっているのかをお伺いをいたします。

次に、都市計画についてお伺いいたします。佐渡市では、ちょうど今新たな佐渡市の都市計画を策定しようと、ホームページにて都市計画のマスタープラン作成委員会を立ち上げ、その委員の募集を行っているところであります。そこで、私は都市計画の指定区域についてお伺いをしたいと思います。現在の建築基準法では、都市計画区域内において確認申請の伴う建築行為を行う場合には、その土地が接道する道路の幅員が4メートル以上必要であります。しかし、4メートル未満の道路では、その中心線より敷地内に2メートルセットバックして建物を建てるか、もしくは建物が建っていればその部分だけを撤去しなければなりません。一例を申し上げますと、例えば今度せがれが結婚するので、1部屋増築したいと思ったとき、皆さんは1部屋を増築するとどのくらいの費用がかかるだろうかと思うのですが、しかし敷地が接道する道路の状況によれば、その1部屋の増築のために道路沿いの部分一面を全部削り取らなければならないという事態となり、思いもよらぬ予定外の出費になってしまうというケースも起こり得るのであります。これは、都市計画区域内においてはどうすることもできない事実なのであります。このようなことは、例えば集落の密集した地域や細い道路に面した建物などは、都市計画区域内であればほとんどが該当すると言えます。よって、現在の都市計画区域の指定範囲についても、もう一度見直しをしなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、佐渡金銀山の世界遺産登録についてお伺いいたします。世界遺産登録運動については、皆さんもご承知のように、昨年度惜しくも暫定リスト入りを逃したのでありますが、今年度再度チャレンジをするということになります。その方針と進捗状況をお尋ねいたします。

また、世界遺産への登録を目指すには欠かすことのできないものに建造物がありますが、今回はその建造物に対する考え方をお伺いいたします。建造物には、文化財指定を受けた建造物、また未指定の建造物、そして文化財指定の予定はないが、文化的に重要と思われる建造物というぐあいに三つに分けられる

かと思えます。

まずは、文化財指定を受けている建造物についてお伺いをいたします。近年、阪神・淡路大震災、中越地震、そして能登半島の地震と、震度7を超える地震が各地で起こっておりますが、いずれの地域においても文化財の指定を受けている建造物が地震で倒壊をしております。そして、その都度修復作業を行っているのですが、修復時には耐震を考えた修復を行っております。佐渡にとって、いつ地震が起こるかわかりません。そのために、佐渡市では防災マップを作成して有事に備えているわけですが、では文化財指定を受けている建造物についてはどのように考えているのでしょうか。地震が起きる前に耐震補強を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、未指定の建造物についてお伺いをいたします。今後未指定の建造物については、建物調査を行い、順次指定を行っていくのだと思いますが、その調査について、通常は大学の研究室に依頼をし、調査報告書をまとめ、それを文化財審議会に上げていくのが通例かと思えます。佐渡には、いろいろな大学がいろいろな分野で調査研究を行っております。建造物の調査に大学の研究室とタイアップをしていくような考えはないかをお伺いいたします。

また、文化財指定の予定はないが、文化的に重要と思われる建造物に対してお伺いをいたします。歴史と文化の島、佐渡には、文化的に重要な建造物がまだまだ数多く残されております。例えば島内各地に点在する社寺仏閣や能舞台、また佐渡出身の文化人たちの生家や古くからの町並みなど、佐渡の文化の高さを象徴するものばかりであります。しかし、去年は相川地区において2軒のそのような重要な建造物が惜しくも解体されていきました。いずれも所有者の理解が得られずに解体された建物であります。このように、歴史的、文化的価値ある建造物の保存について、いかがお考えかをお尋ねいたします。

最後に、トキの自然放鳥についてお伺いいたします。トキの自然放鳥が平成20年の秋に決定し、現在はその日に向かって着々と準備を進めていることと思えますが、現在の進捗状況と今後の予定をお伺いします。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、岩崎議員の質問にお答えしたいと思います。

一般財産管理についてございまして、学校統合などによって遊休施設がふえてくるということでございますが、今後早急に方向性を見出して解決しなければいけない問題だというふうに認識はしております。遊休施設や、それから未利用の市有地につきましては、以前から議会でもご議論いただきまして、それらにもお答えしているように、有効な活用方法を見出すとともに、活用が難しいものについては売却、譲渡を含めた処分の検討も進めていくというふうに考えております。

旧二見中学校についてお問い合わせがありました。これは、その後の問題も含めて総務部長から説明させたいというふうに思います。

地産地消について、佐渡産木材、作物等農場産の使用状況でございますが、全市一体的な推進と消費の拡大を図るために、地産地消担当を産業観光部の商工課に設置したところでございます。現在手法等を検

討中でございます。この結果に基づきまして、部局横断的な幅広い取り組みを行っていきたいというふう
に考えております。

佐渡産木材につきましては、平成18年度から佐渡産材利用住宅建築奨励事業を創設しまして、昨年4棟
の実績がございます。今後とも同事業を推進していくとともに、島内の森林組合と製材業者及び住宅関連
業者等による事業体の連携強化も検討していくつもりでございます。

定住促進事業について、U、J、Iターン向けの空き家情報の成果でございますが、佐渡市としては市
ホームページからU、Iターン向けの空き家情報の発信、上限額2万円の空き家現地視察の旅費の補助、
ハウスクリーニングサービスの3本柱で空き家対策事業を今実施しております。一定の成果がありますの
で、詳細、企画財政部長に説明させます。

都市計画についてお問い合わせがございました。金光議員にもご説明しましたが、この区域は現在四つ
に分かれて、これを一つに統合すべく、県と協議、調整を進めているところでございます。現在既に都市
計画区域に指定されているところにおいては、一部区域の縮小や追加拡大等の課題がありますが、いずれ
にしても地域住民の意向や今後の都市計画の動向を十分に把握しながら進めていきたいと思っております。

議員ご提案の説明された問題等につきまして、建設部長の方から説明させたいと思います。

金銀山の世界遺産登録について、これはほかの方々にもご説明はしましたが、教育長の方に詳細の説明
をお願いしたいと思っております。

トキの自然放鳥について、進捗状況と今後の予定ということでございますが、環境省では野生復帰ステ
ーションに4月から佐渡自然保護官事務所を開設しまして、自然保護官以下3名を常駐させて、国と県が
連携した市への啓発や市民への啓発や生息環境の整備、モニタリングなどの業務を開始し、トキ放鳥へ向
けた地元への支援体制を確立したところでございます。国は、平成20年に野生復帰ステーション支援にお
いて10羽前後のトキを試験放鳥する方針で、本年6月下旬に昨年生まれたトキ7羽を佐渡トキ保護センタ
ーから野生復帰ステーションに移送して順化訓練を始めることが決まりました。これは、7月の10日に例
の順化ステーション内への放鳥、広いところへ放鳥するというので、知事もおいでになっていただいて、
その現場に立ち会っていただき、放鳥のお手伝いしていただくという計画ができております。市では、こ
れに関連しましても、美しい島づくり担当を設置する等で佐渡全体をエコアイランドにして、トキの野生
復帰が順調にできるように支援するつもりにしております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

佐渡金銀山世界遺産登録の件でございますけれども、一つ目の進捗状況及び今後の予定につきましては、
現在文化庁から課題が出されました3点について、県と共同で調査を進めているところでございます。課
題の進捗状況につきましては、昨日金子健治議員の一般質問にお答えしたとおりでありますので、割愛を
させていただきます。

なお、今後の予定であります。昨年継続審議となった、佐渡市もそうでございますけれども、今年

12月28日までに文化庁へ課題に対する回答を提出することになっております。結果につきましては、来年4月ころをめどに発表されるというふう聞いております。

続きまして、二つ目の島内の重要な建造物についてでございます。文化財指定の建造物につきましては、議員のご指摘のように、かなりの年数が経過しているものもありまして、耐震補強を考えなければならないというふうに思っております。現在のところは耐震補強を行っておりませんが、今後行う予定にしております。

次に、未指定の建造物の調査についてでございますが、既に宿根木でございます重要伝統的建造物群の建造物の調査は、新潟大学あるいは長岡造形大学等の学生の皆さんにも協力を得て進めてまいりました。今後も大学等の協力をいただけるようであれば、ぜひお願いしたいと考えております。

また、文化財指定の件でございますけれども、文化的に重要と思われる建造物の保存に努めまして、世界遺産登録を進める上で極めて大切なことでございますので、所有者の理解を得て保存に努めて、指定できるように取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を願います。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 旧二見中学校の関係についてお答えをいたします。

旧二見中学校に関する使用が可能かどうかということにつきまして、3月に調査を行いました。その結果につきましては、安全に体育館を使用するためには、屋根がわらや外壁の亀裂による落下防止のための大規模な修繕が必要であるという結果が出されました。そういったこともありまして、施設の廃止あるいは他の公共施設の利用等々含めまして、今後は地元の皆様方と協議を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、荒企画財政部長。

○企画財政部長（荒 芳信君） 空き家情報の成果について、補足説明をさせていただきます。

所有者の意向調査、広報紙で呼びかけましたところ、42軒の空き家物件が提供されました。平成19年3月末までに12軒の入居の成立がありました。現在紹介中の物件は14軒で、そのうち2軒が交渉中であります。平成18年度の入居者の成立軒数は6軒ということであります。定住された方は、大体20代から60代まで幅広い年代層となっております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） 都市計画の見直しの中で、都市計画区域を指定した場合の接道義務規定、この問題について、例を挙げて質問された件につきましてご説明させていただきます。

この接道義務規定というのは、都市計画区域に指定した場合は、これは義務でございますが、先ほど議員が申されましたように、道路の中心線から2メートル離れた位置に建物を建てなければならない。これは、増改築した場合にこの義務が生じます。家屋の密集した地域でありますと、どうしても敷地の面積が小さい地区にとっては、例えば3メートルの道であれば、中心線からですから、あと50センチ引かなければならないというようなことで、非常に深刻な問題となっているということは認識しているところでござ

いますが、この問題をどう解決するかということでございますけれども、例えば相川都市計画区域の場合、当初この指定されたのが昭和12年で、その後最終的には昭和56年に新たに指定をされております。既にもう25年という経過もございますし、この間この地区におきましては建築基準法の規則に従いまして、建築確認申請をしながら、既に今日まで来ているところでございます。こういったことを考えますと、ここでこの区域を縮小するというところにつきますと、今までこれを守りながらやってきた住民にとりましては、その理解を得られるかどうか問題であります。つまり今この都市計画の区域にすることによって、住みよい環境をつくるというのがこの目的でございますので、非常にその辺のところをご理解を住民の方々からもしていただかなければならないというふうに考えておるところでございます。

そして、先ほど市長が申し上げましたように、今この区域の再編につきましては県と協議をして、最終的には県が決定する事項でございます。それで、この件につきまして、縮小等の問題につきましてもいろいろと協議をなされておりますけれども、縮小につきましては昭和50年代ごろ一部そういったこともありましても、今全国的には一たんかけたものを縮小という方向につきましては問題があるということで、都市計画審議会にかけなければなりませんけれども、この辺のところは非常にクリアが難しいという経過がございます。その辺の理解を、かけた理由というものを地域住民に十分理解をしてもらって、これから進めていく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） それでは、再質問をしたいと思っております。

まずは、普通財産についてであります。空き校舎を有効利用する場合、市と借り主との補償の問題が発生するのではないかと思います。恐らくどの建物に関しましても老朽化が進んでおるものばかりではないかとは思いますが、貸したはいいが、大きな地震等災害で借り主が何か被害を受けるような場合も想定しなければならないかとは思っています。そこで、その辺の補償等についてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

空き校舎の関係であります。処分するまで、建物として存続しておることになりますと保険を掛けておるわけでありまして、保険の継続ということになるわけでありまして、そういった利用目的のない校舎あるいは物件等につきましては、できるだけそういう意味から、不要な支出を避けるという意味から解体というふうに考えていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） ある程度今のような形で基本的な考え方というのをもう少しやっぱり強くというか、広く市民の皆さんにお知らせといいますか、説明をしていただきたいなと思っております。というのは、やはり市民の人はいろんな、学校統合ということでいろいろ思いもありますし、かといってその思いを100%聞けるわけもいかない状況なわけですから、佐渡市としましてはいかないわけでありまして、はっきりとそういう市側の考え、そしてそれをもとにして住民とやはりよく話し合っ、今のような状況にあるのだということをご説明して理解してもらって前へ進んでいくような形でお願いをし

たいと思います。

また、関連しまして、旧二見中学校に関しまして、あれもまた合併時、いろいろ武道館、武道センターの建設等、そんな条件があったもので、当時は二見中学校統合、相川中学校、金泉中学校3校合併に当たって、地元の方では学童センターを建設していただきたいということで、署名をつけまして請願を上げたような状況であります。また、その請願を当時の議会は採択したわけでございますけれども、そういう背景から、住民の人たちというのはそのときのことが、まだそういう状況であるというふうに理解しておるわけでございます。また、これが平成17年6月の29日に私たち議員の方に配られたものでありますけれども、新市建設計画に伴う生涯学習関連の合併特例債事業及び普通建設事業の検討と新たな建設計画についての答申ということで、この中にやはり武道館建設については答申が出されております。教育委員会の方でこのような答申が出されておるといふ事実もありますし、でもこの事実はまだ住民の人にはこういうふうな形で答申が出されましたよといふことは、ご説明等は今はまだないような状況であります。それありますので、現在の佐渡市の状況等を勘案しまして、管財課の方と、また教育委員会の方とよく話し合いをしまして、それでそのすり合わせたものを幾つかの案に分けて地元の方にまた説明して、それで納得いくような形で物事を進めていっていただきたいというのがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎議員、答弁は要りますか。

○21番（岩崎隆寿君） 答弁はいいです。

財産については、これで終わりたいと思います。

それで次に、地産地消についてお伺いをしたいと思います。農作物につきまして、同僚議員の方になるご説明あったものですから、私の方は、午前中も出たかと思いますが、佐渡産の木材についてももう少しちょっとお尋ねをしてみたいと思います。まずは、昨年度の佐渡市発注の工事の中で佐渡産木材が使用されたのは何立米になるか、また今年度は佐渡市発注の事業の方で何立米予定しているか、その辺の数字をつかまえているかどうか、お願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺正人君） では、補足説明させていただきます。私の建設課の所管のものについて説明させていただきます。

平成18年度の市営住宅の関係につきましては、85.2立米使わせていただきました。それから、平成19年度につきましては白山、それから野高屋、それから羽茂、小熊という計画でおりまして、市営住宅の建設がございます。それにつきましては、7月の最初の週に材木屋さんと協議に入りたいということで、今数量、どこの材を、例えば柱材だとか、あるいは造作材、そういう明細をつくる準備を進めております。7月の最初の週に材木屋さんと納入時期、あるいは納入ができるのかどうか、それから乾燥等も含めまして協議に入りたいということで準備しておるところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） ありがとうございます。それで、今ほど昨年度の量というのが建設課の方でわかる範囲内で出てきたのですけれども、私が思うのは、この佐渡産材をもっと使ってもらうには、まずは公共事業で使うということが、市長もさっき午前中にご答弁されておりました。それで、まずそういうふうな、前年度のうちに翌年度の使用量というのを把握しまして、それを一つの情報としまして、その関係機関と

いいですか、関係業者にこのぐらいの量を使いますよというふうな、要するに需要と供給のバランスをとっていかなければいけないわけですから、その需要がどのぐらいあるかというところをまずは情報として流すことが大事じゃないかなと思います。これは、ちょっと設計書といいますか、その以前にその設計の根拠となる数量調査にはすべて、胴縁の一本まですべて積算されている状況であると思いますので、各工事の調書を拾い上げていけばすぐに、今はコンピューターに全部入っていると思いますので、その辺で佐渡の木材の使用というのがすぐに情報としてはまとまるのではないかなと思っております。また、ではその部材に対してその樹種はどんなものかというふうな、そのところも恐らく調書の中にもうたわれているかと思しますので、その辺の情報を流すことが、まずは必要であるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

岩崎議員おっしゃるとおり、そういった形でいろいろな情報が前々から流せるような状況になれば、その需給のバランスというか、そういった仕組みができるのではないかというふうには思うのですが、またその前年度に、予算の関係もございますので、すべて次年度どういう木材が使われるかというところまで公開をするというか、そういったその仕組みがとれるということはなかなか難しいのではないかと思いますけれども、今後関係部署と相談をさせていただきながら、できるだけ事前にそういった情報をご提示できるように仕組みづくりを考えていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） ありがとうございます。今ほどの答弁の中に、予算の関係上すべてはできないのではないかと、そのとおりであると思します。

それで、これまた情報を流すというのも一つ大事なことはあるのですが、今度はその情報を受ける側の流通システムといいますか、受ける側がちゃんとした体制になっていないと、その情報が、いかにそういういい情報があったとしても、それがうまく活用できないということになりますので、民間側でもそういう新たなシステムの構築というのを考えていかなければいけないと思います。しかし、民間の方たちはそれぞれ1社1社が利害関係を持つ方たちなので、そのようなシステムをつくるのはなかなか、民間だけでつくるといのはかなり難しいものがあるかと思しますので、そのシステムをつくる、かといってそのシステムをつくらなければ、佐渡島内の木材というのはなかなか佐渡の島内で供給されていくというのは難しいところがありますので、そのシステムづくりに関して、これは行政が一步踏み込んで、強いリーダーシップといいますか、それで皆さんに対してちゃんとしたそういうシステムがつけられるような形で、縁の下の力持ちというふうな形でバックアップするような体制が私は必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

まさに議員のおっしゃるとおり、佐渡産材をこれから島内に流通させていこうということになりますと、その流通体制ということをつくらなければならないわけですが、現在佐渡にはいろいろと組合がございまして、佐渡木材協会を始めとしていろいろな関係森林組合、それから木材業者の方々を含めた組合

が幾つか存在しているわけで、こういった状況が佐渡産材の流通を考えていく中では少しネックになっているのではないかとこのように考えておきまして、現在そうした組合、数々の組合を一つにして佐渡産木材流通検討会ということで、その流通について検討を進めていきたいということで準備を進めているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） ありがとうございます。やはり今佐渡島内のそういう林業関係、かなり弱っているといえますか、力がかなりもう薄れているような状況であります。これをまた循環型社会を構築するようなことで、もう一度佐渡島内の林業を立て直そうとした場合に、やはり強い行政の指導というのがないと、もうこれはなかなか難しい。でも、行政に頼ってはいけませんから、それはある程度まで線を引く必要はあるかと思いますが、そここのところはやはり最初の出だしはやはり引っ張ってもらわないとどうしようもないような状況まで来ているのかなと思っております。

それで、もう一つ、林業に関しましては佐渡の木のアテビ。アテビという佐渡には佐渡特有の木があって、このアテビは建築の材料としてはもう特別の材料であります。これヒノキ科なのかな、ちょっと科はわかりませんが、ヒノキと同じような効果がありまして、杉材よりももっと耐久性もあるし、そのアテビを使った住宅というのは以前から高級住宅とされておるような状況でありますけれども、今そのアテビの材料自体が、なかなかアテビが高価だということで使われなくなって、アテビ自体が逆に今度は値を下げているような状況であるので、この際、佐渡の杉もたくさんあるのですが、このアテビをやはり佐渡市としてはもっと前面に出して、地元産材と言えバアテビ材だということでアテビをどんどん、どんどん。アテビの会というのがあるんですけど、ちょうど今やっているのですが、これからやるのは本当に杉を切った後にアテビを植えるというのは当然やらなければいけないことだと思うのですが、能登半島へ行くとな能登アテでもういっぱいになっておきまして、あんなような状況で、佐渡に来たときには佐渡アテでいっぱいというふうな状況になるぐらい、将来ですね。何十年かかるわけでありましてけれども、将来そのようなことで佐渡の。そうすると、佐渡はアテビということになると、島外のものよりも差別化ができてきまして、佐渡特有の林業ができていくのではないかと思います、この点についていかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

佐渡は、そのアテビにつきましては、それぞれ材を使う目的に従って、その特質もございまして、それがすべてアテビにという形にはならないかと思っておりますけれども、いずれにしてもアテビは佐渡市の木にもなっておりますので、我々としてはぜひ利用を促進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） アテビに関しては、すぐにできることではありませんが、まずは佐渡の材料を島内で使うというのはシステムづくりが大事だということをお願いしておきます。

次に、定住促進事業についての再質問をしてみたいと思います。この定住促進事業、かなりタイムリーな大変よい事業だと私は思っております。そこで、現在よくホームページ等私も見ることがありますが、もう少しもう一步踏み込んだ形で民間を利用するような形、民間とタイアップするような形で、民間の事業者の能力をもうちょっと利用といたしますか、タイアップしてやると、かなりもう少し効果があ

るのかなというふうに思っております。というのは、見る側にとりますと、佐渡市からクリックしていくと出てくるわけでありましてけれども、その中に私いつも思うのは、自分は相川なのですが、相川の、しかも74地域ですが、かなりインターネットの環境がいいものですから、Bフレッツができるようになっておりますので、都会と全く変わらないような状況であります。このような環境というのは、本当にもう一言そこでつけ加えていただければ、都会の方から見ると、ああ、そうか、旧相川の町で74地域だけなのですけども、私の二見の方はまだなのですけども、ADSLもできないような状況で、かなり後進地域なものですから。相川の町部の方は、それをひとつうただけで、見る人にとっては、ああ、これはいいな、パソコンさえ持っていけば、もうどこにいたって情報は共有できるわけですから、すごい魅力の一つかと思えます。しかし、今見てみますと、その辺のところはうたっていないくて、自然環境のよさとか文化的なこと、本当にこれは一つの佐渡の魅力ではあるのですが、それはそれで非常にいいことだと思っておりますが、その辺のところとか、そういうような売り方というのはやはり民間が得意とするところであると思っておりますので、民間の方にちょっと何らかの形で、どうやってやっていいのかちょっとわからないですが、民間のところと提携しながらやっていく、それで佐渡市だけで誘致をするのではなくて、そこにプラス民間、官民挙げてやはりそういうような形で形にこだわるといふか、島外の方にいろいろアプローチしていくというのは、もう一つ踏み込んだ形でやっていただければいいなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（梅澤雅廣君） 荒部長。

○企画財政部長（荒 芳信君） お答えします。

ご提案の民間とのタイアップということで、確かに私も市のホームページを見ました。内容的には、これではやっぱりちょっと真意が本当にいいということが伝わらないなということを感じております。というのは建物にしても一部分だけ報じていて、あとは表の中に書き入れるような方式になっていますから、逆に周りの風景であるとか、あるいは評判のいい海とか、あるいはこういうところにこういう畑があって、こういうのが二、三分で行けますよ、そこに貸してくれるところもありますよとか、そういうものを情報としてイメージできるようなものをやっぱり入れなければいけないなというふうなことをちょっと感じておるのですが、それで私ども、そのことも工夫をしましょうという話の中に、もう一つ何ができるかということをお話をしておるのですが、この民間とのタイアップということで、まず問題点が幾つか出てくると思えます。これやれるかやれないかということが大事なことなのですが、一つにはその団塊世代世代等のU、Iターン向けの特別情報という形で、佐渡市のホームページでもって民間業者の不動産情報の分譲だとか、あるいは住宅、建て売りとかアパートの情報とか、こういったものを流せないのかという、これについてはまだそういう話で検討してみようということで、問題点があればだめですけども、調べてみるということをお話しております、調べております。それからまた、物産展だとか、あるいは首都圏いろいろな会合があったときに、あるいは首都圏連合会がございまして、そういうところにやはり今のような民間のこういった情報も含めて、この空き家情報等もう少しパンフレットに先ほどのインターネットの内容と同じようなものをつくったものを会員に配るとか、そういったところを民間と一緒にやることによって、もう少し中身の濃いPRができるのではないかなということをお話しながら、そういうこともつくってみようやと。特にうちは情報化で、もうそういう職員おりますので、そういったデジカメを使って取り込むというふうなことで、そういうこともできますので、そういうことを今検討しております。

す。何とか民間と一緒にやることもこれから、そして今みたいなのはすぐにできるということで、何とか早くやろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） 次に、都市計画について再質問してみたいと思います。

先ほど事例を挙げて質問した中で、やはり都市計画区域の縮小というのがかなり難しいというふうな答えが出てまいりましたが、一島一市となりましたので、都市計画区域を指定して開発する地域というのは、やはり10カ市町村の区域とは違って、もう一回また見直す必要があるというのは、そういう意味で今回やるのでしょうかけれども、例えば相川地区におきますと各漁業集落、相川でいいますと金泉の戸中までが都市計画区域内に入っております。それで、私のところの二見から戸中までが都市計画区域内になっております。その中には、相川の中心地以外はみんな漁業集落であって、それぞれ湾の中で小ぢんまりと集落を構えているような状況でありますので、そういうところを都市計画の区域の中に入れて開発するようなことというのは、今後私は必要ないかなと思ったものですから、このような質問をしたのですが。というのは、これから世界遺産登録を目指していく中で、日本の原風景というのを大事にしなければいけないわけですが、集落の風景というのも一つ日本の原風景の中に入っているかなと思っています。そういうときに都市計画区域に入っているということで、その集落内での建築行為というのがやたら規制がかかり過ぎて、では集落の中をちょっとやめて外へ出ようかというふうな、往々にしてそういうことがあるかと想像できるのですけれども、やはり集落を守っていくということが、この佐渡市を形成する上でかなり大切なことであると思っていますものですから、その集落の風景も守らなければいけない、そういう意味では開発よりも保存というふうな観点で、都市計画区域の見直しというのを、縮小するような形でありますけれども、考えてもらえないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

先ほどこの指定のいわゆる縮小につきましての課題を申し上げたところでございますけれども、やはりこの都市計画区域に入るということは、その地区を長い将来にわたって住みよい環境にするのだというのがこれ目的だと思います。ですから、道路にしましても今狭い道をこのルールの中で将来にわたって、例えば災害であるとか、消防車とか救急車とかそういったものが入れないような道の解消みたいなものこの中にあるわけでございまして、先ほど申しましたように相当前からエリアとして区域を設定して、みんな住民にそれなりの周知ができてきているわけですよ。その辺のことがあるものですから、その辺のこれから景観計画の見直し、考え、計画を立てますけれども、それらのものとこの都市計画との整合性といいますか、その辺がどうかかわっていくかという、その辺はもう課題にはなろうと思いますけれども、今のところ先ほど来申し上げているように、なかなか現段階では縮小ということにつきましては相当の理由がない限り、道の部分に接する接道義務違反だけの理由でこの解除するというのは、今のところ県との協議の中では難しいという段階でありまして、またいろいろと問題点はこの地区にある方々と接して、その辺の理解を得ていきたいなと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） それでは、世界遺産のことで再質問をさせていただきたいと思います。

文化財を守っていくということはかなり佐渡にとって大事なことでもあるし、それによってかなり経費の負担というものがかかってくるのは事実であります。それと同時に、例えば登録文化財等個人の方の経費といいますが、維持管理費等がすべてかかっているという、そういう文化財も島内にはあります。それと同時に、お寺さんとか神社とかそういうものは、また行政が面倒を見るわけにはいかないというところもありますので、そういういろんなこの文化財を守るということについては、かなり経費がかかるということではありますが、やはり守っていかなければいけないと。そうすると、やはり今はその守るについてはそういう個人の負担とかも考えて、それでこの文化財を守るための基金づくりというのが今必要になってくるのではないかなと思っています。そのようなことで、佐渡市になってからまだ文化財指定はないのですが、これから一つずつやっていくとなると、その辺のところは財政状況も悪くなっていく中で、文化財に対してそういうふうな守るための民間からも応援をもらいながら、そういうふうな文化財保護の基金づくりというのをこれから考えていかなければいけないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚世界遺産・文化振興課長。

○教育委員会世界遺産・文化振興課長（石塚秀夫君） お答えをいたします。

確かに文化財を守っていきますにはかなりの費用がかかってきます。この費用は、所有者あるいは市の方で負担をしているわけでありましてけれども、あくまで大変なことであるというふうに考えております。議員おっしゃるように、基金を新設するようなことも考えていかなければいけないかなというふうに考えております。私ども今、世界遺産の関係で基金をつくらなければなというふうに思っておりますので、そこであわせて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） 最後ですが、トキの放鳥について再質問をひとつしていききたいと思います。

昨年10月に中国の洋県に自然のトキを視察に行っていました。その中で大変印象に残ったのが、施設の方々の説明の中に、トキの行動範囲がかなり広いということを説明されました。実際洋県に、現場に立ってみますと、国仲平野よりも広い平野の中で、はるかかなたからトキが飛んできて、えさをついばんでいるような状況であります。そうすると、佐渡で自然放鳥した場合に、やはり佐渡の島全体にトキが行く行くは生息するのではないかなというのが一つ考えられるのですが、その場合、農業者の方といいますが、農家の方との理解というのも必要でありますし、またその農業に対しましても環境に配慮した農業も必要であります。また、そのトキを放鳥するというので、観光客の方たちもやっぱりふえるわけですし、観光の面にもやはり関連してくるのかなと思っていますし。そうすると、やはり今言った中でもその環境の面で、やっぱり農業の面であったり、そして観光の面であったりということで、各いろんな課を横断しなければいけない、いろんな課を横断した中でこのトキの放鳥をとらえていくというのが私は必要であると思いますので、そこでやはり最近のインターネットを見ていましたら、特命係がいろいろ出ておりましたけれども、トキの特命係というのも1人いてもいいのかなと私は思ったのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回はトキの特命係は作りませんでした。トキ推進室がありまして、もう実際

は特命でやっているものですから、そういう意味で現状一生懸命やっております。

あとは、詳細は部長に説明させます。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

今ほど市長の方がトキ推進室というお話を申し上げましたが、1回目の回答のときに、ご答弁のときに、美しい島づくり担当というのをご説明申し上げました。それで、私どもといたしますと来年試験放鳥が始まるという状況でございますので、庁内的には美しい島づくり担当ということで、これ実は環境基本計画の実行という位置づけの中で、環境課の環境企画係に選任を、一応担当をやりまして、島内のネットワークづくりということで、例えば環境保全型農業推進事業の関連、あるいは里山の再開発関係、あるいはトキの生育の環境整備モデル事業というか、あとトキガイドとか、いろいろそういった共生なり、環境と経済、いわゆる経済発展に伴って私どもは佐渡をよくしていきたいというふうに考えているものですから、そういった面のネットワークづくりの中心になる担当というのを一応環境企画係に専任を置いております。

それから、もう一つ、特にトキの放鳥関係につきましては、基本的な方向は国が定めるという形になっておりますので、実はことしの4月に国と県と私ども市と、それと地元のボランティアといいますが、民間の団体との関係で、人・トキの共生の島づくり協議会というのをこれを発足いたしまして、その中でリアルタイムで国の方の進め方を公開した中で、島民の方の周知も含めていくという形でやっております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 岩崎隆寿君。

○21番（岩崎隆寿君） このトキのこの事業がうまく運びまして、再びトキが大空を舞う日が来るのを期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で岩崎隆寿君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 3時54分 休憩

午後 4時06分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中ではありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 皆さん、中村良夫です。早速一般質問に入ります。

1 番目、国民健康保険の資格証明書の問題について。1 点目は、国民健康保険法施行令で五つの項目を上げて、特別な事情にある者については、被保険者証の返還を求めないとしていることについての対応を伺います。

2 点目は、乳幼児医療費助成受給世帯を資格証明書の交付対象から除外することの検討を指示した厚生労働省通知についての対応を伺います。

2 番目は、保育園、小中学校を半減させる統廃合計画について。1 点目は、地域住民への説明状況と地域住民からの意見、要望などをどのようにとらえているのか。

2 点目は、保育園の民営化の考え、状況と地域住民からの意見、要望などをどのようにとらえているのか、伺います。

3 番目、これが問題の1,600食の巨大学校給食センター建設について。これは、保護者や市民の不安の声をよそに、一方的な説明で着手することについてです。今回のセンター建設、今日に至るまでの経過、取り組みの問題、食育、学校給食の大切さが強調されているのにもかかわらず、保護者や市民抜きの計画で市と教育委員会が決めた計画に従えというやり方、計画を決めるまでの経過の中に、保護者や市民の声を十分聞いて計画を決めていないということについて伺います。

最後に、4 番目、靖国DVD問題について。文部科学省の委託事業として、改憲を掲げる日本青年会議所作成のアニメDVDを使う近代史教育プログラムが各地の中学校などで行われようとしていることが、この5月17日の国会で明らかになりました。どんなストーリーかという、このアニメのストーリーは若くして戦死した靖国の英霊が現代にあらわれ、自分の子孫である女子高校生に、一緒に靖国神社に行ってみないかと誘い、日本の戦争は自衛のための戦争、アジアの人々を白人から解放するための戦争だったと語りかけるものです。加害の事実に触れず、日本がアジア諸国を助けたと描き、日本人の戦争への反省はGHQによる洗脳の結果と説明され、DVDには2人の主人公と靖国神社が印刷されています。

国会答弁で伊吹文部科学相は、私が校長なら使わないと答弁せざるを得ませんでした。日本やドイツが起こした戦争は、不正義の侵略戦争であった、この認識は戦後の国際政治の出発点であります。日本もそのことを認めて国際社会に仲間入りしました。戦後50年のいわゆる村山談話は、植民地支配と侵略によるアジアへの多大な損害と苦痛への痛切な反省を表明しています。教育については、アジアの国々の国民に多大な苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意が学校教育に当たって当然尊重されるべきだという1982年の官房長官談話があります。こうした世界と日本の根本原則からいって、今回発覚したアニメが公教育で使われることがあってはならないのです。ところが、新潟県内の幾つかの市町村教育委員会でこのアニメDVDが教育に使われようとしている動きがあることは重大であります。教育委員会は、こうした事態を把握すると同時に、子供たちに日本の侵略戦争を肯定、美化するような教育が行われないよう、各学校へ指導を求めます。いかがですか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、中村議員の質問にお答えします。

国民健康保険の資格証の問題でございますが、これの解釈等、市民環境部長に説明をさせたいというふうに思います。

保育園、小中学校を半減させる統廃合計画についてでございますが、この件につきましても、既にもう何度もご説明してはありますが、特に位置について、地域住民への説明状況と地域住民からの意見、要望、これのとらえ方につきましては教育長に説明をさせます。

それから、2番目の保育園の民営化の考え方、状況と、地域住民からの意見、要望などをどのようにとらえているかということでございます。2につきましては、佐渡市ではご承知のとおり少子化が進行している状況にありまして、昨年市民にお示ししました保育園統合計画を着実に推進していく中で、民営化についても検討していく必要があるというふうに、もう既にお答えしてあります。

それから、3番目に学校給食1,600食をつくる五つの巨大給食センターについてでございますが、五つというのが何を示しておられるのかわかりませんが、ちなみに新潟県内で給食センターは、もし1,600食、これ現実のものになりますと、大きい方から19番目の中型の施設だというふうに言えますが、ただこの説明をきっちり理解されないままに進むというのは余りいいことではないというふうな理解は、この間もご説明いたしました。不安がないようにさせていきたいのですが、この説明の過程を教育長に説明をさせたいと思います。

それから、靖国のDVD問題につきましては、これは教育的見地から教育長に説明をさせたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

まず、議員ご質問の小中学校統合計画の説明会についてでございますが、まずは説明会の状況でございますが、議員ご承知のとおり、昨年9月に佐渡市の保育園・小学校・中学校統合計画を策定いたしまして、10月30日から12月1日にかけて、中学校区を中心にして計16回の全体説明会をいたしました。このときは佐渡市全体の計画の説明でしたので、ことしに入りまして、今度各学区単位での懇談会を計画いたしまして、前期統合計画及び学校改築に係る統合計画地域に1月12日からスタートいたしまして、きょうまで計10回の地域住民の皆さん、それから保護者の皆さん等に話し合いを進めてきております。今後も続けまして、今月と来月をかねまして、前期統合あるいは建築に係る地域に説明に入りたいと、終えたいというふうに思っております。

また、地域住民から意見、要望等どのようにとらえているかということでございますが、地域の皆さんのお話の中で、学校の存在が地域の核としてのコミュニティーがなくなると、これは先ほど田中議員のときにもお話を申し上げましたけれども、そういう過疎化が一層進むのではないかなというご意見や、本当に通学が可能なのだろうかというような意見が幾つかございました。また反面、現在の小規模校での教育の不安や、あるいは複式学級の解消、あるいは部活動、いわゆる授業等活性化できるのではないかなというように期待する声も保護者の皆さんから聞かれたところでございます。私どもといたしましては、やはり地域の皆さんや保護者の皆さんから十分な理解をしていただくことが必要と考えておりますので、今後も多くのこうした意見交換の場を設定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、1,600食をつくる五つの巨大給食センターということでございますが、これは五つの、多分センター方式のものと単独方式のものを合わせた給食センターという意味ではないかというふうに思いまして、国仲の学校給食センターのことについてお答え申し上げたいと思います。先ほど市長の方からも話ありましたが、1,600食と申しますのは県で19位ということで、例えば最高では新潟西部給食センターの3,800食、両津では1,250食というような状況になってございます。この計画につきましては、平成18年7月に3地区の保護者の皆さんへ文書による建設計画の案内、また同時に新穂地区の保護者の皆さんへの説明会を開催いたしました。また、平成19年2月に3地区への保護者説明会を実施もしてきました。この間、議会においてもご審議をお願いし、ことしの3月議会におきましては建設文教委員会から再度説明会の開催の意見を受けまして、5月に再度3地区への保護者説明会を実施、建設の理解を得るべく努力をしております。しかし、議員もおっしゃるように、地域によっては出席する方が少なく、保護者の皆さんからも不安が聞かれているところもございまして、なお一層その周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、保護者や教職員、あるいは栄養士、調理師の皆さんから成る学校給食懇談会なるもの、仮称でございますけれども、をつくりまして、安全でより充実した給食づくりのための食材、あるいは地産地消、あるいは食育などを私どもと一緒に検討していただき、具体的なメニューづくりなども協議をしていただいて、その結果を保護者の皆さんにもお知らせしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

もう一つございました。失礼いたしました。最後に、日本青年会議所制作のアニメ、この件でございますけれども、現在のところ中学校に配布されてはございません。聞いてはおりません。各学校は、文部省から出されている学習指導要領に基づき子供たちに指導しているところでございます。学習指導要領の目標に、歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解を深め、それを通して我が国の文化と伝統の特色の広い視野に立って考えさせる。また、歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公平に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てるとなっております。引き続き学習指導要領を基準に、学習指導要領に沿って指導するように各学校に指導していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

国民健康保険の資格証問題の関係でございますが、まず1点目といたしまして、国民健康保険法施行令で5項目の被保険者証の返還を求めない特別な事情という部分の取り扱いの件でございますが、これ資格証の交付の関係については、議員ご承知のとおり、国民健康保険税を1年以上滞納している場合で、納税相談に応じない場合や納税相談に応じて取り決めた滞納保険税の納付に関する約束事項を履行しない場合に交付するというのが基本姿勢でございます。

それで、私ども佐渡市の場合につきましては、当然この施行令の中に掲げてあります5項目につきまして、ちょっと名前が長くなりますので、後段だけ申し上げますが、佐渡市の資格証明の交付等に関する事

務取り扱い要綱という形で定めてございます。これに適用して判断するという形でございます。ただ、具体的には、いわゆる先ほど申し上げました1年間あるいはそういう事情が実際に発生した場合、実際にその特別な事情に関する届け出の関係を案内します。それからさらに、それ以外のこととしても、できる限りの面談というものをした中で、それぞれに判断をして現在やっているというところでございます。

それから、2点目の乳幼児医療費助成受給世帯の資格証交付の対象除外ということで、厚生労働省通知というふうに先ほどお話しいただいているのですが、多分私どものところで承知しているのは、平成17年の5月23日に発行しました「国保実務」という社会保険実務研究会から発行している中で、厚生労働省の方の課長補佐の方で収納対策研究プランの考え方と作成方法というものでございます。多分この中で触れる分ではないかというふうに考えておるのですが、その中の一番のポイントは、地域の状況とか各市町村の政策、これに基づきまして乳幼児の医療費助成の上乗せ支給、あるいはそういったものを行っている世帯については対象外とすることを検討すべきであるという、こういう記述でございます。私ども今佐渡市の場合ですと、この面については承知しておるわけですが、正直国保というものは相互扶助の精神でつくられた制度でございまして、その中で先ほど前段で申し上げました内容の手續と住民との面談等を加えております関係上、現在のところはこれは特別除外するという形の取り扱いは現在しておりません。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それでは、2回目質問させていただきます。

3番目の国仲学校給食センター建設について、ちょっと番号が飛びますけれども、先ほど1回目の市長、教育長から答弁をいただきました。不安のないようにですね。現在、保護者や市民の不安の声があります。今1回目の答弁を聞きまして、さらに私自身も含めて不安になってきました。

そこで、お聞きしますけれども、教育長、学校給食にはセンター方式、自校方式がありますけれども、その長所、短所、このことを現場の担当の先生や栄養士に聞いたことがありますか。あるならば述べていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） センター方式あるいは自校方式のメリット、デメリット、この建設に係っているいろいろ調査いたしました。

自校方式のメリットでございますけれども、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという点と、それに児童生徒とコミュニケーションがとれやすい、手づくりのものができる、それに学校行事による時間の変更、土曜給食の実施が可能であるというようなことを認識していますし、デメリットといたしましては人件費、光熱水費の経費がかかる、それに調味料、食材の購入が割高になる、学校ごとに調理室が必要なため、建設コストが高くなるというようなことを聞いております。センター方式のメリットでございますけれども、人件費、光熱水費の削減が図れる、それに食材費の大量購入により、安価な食材の確保ができ食事内容の向上が図れる、近代設備の導入により大量調理の効率が図れる。デメリットといたしまして、配送に時間がかかるため、温かい、冷たいという給食が提供できにくい、それに食中毒が起きた場合被害が拡大しやすい、それに児童生徒とふれあうことができにくい、それに手づくりのものがしにくいというようなことなどを聞いております。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 教育委員会はその程度なのかなと、私答弁を聞いて思いました。いかに現場の担当の先生や栄養士の方々に聞いていないとか、よく現場の声を聞かないで、一方的に大型の給食センターを進めるといふ、こういうことを、私今の答弁を聞いて、限られた時間ですけれども、情けないなと思いました。それが教育委員会の取り組みかなと。

私は、現場へ行って聞いたことを発表します、それでは、教育委員会、よく聞いてください。センター方式の学校から自校方式の学校に転任した先生がこう言っています。久しぶりにこんなおいしい給食を食べたと言っています。同じような話ですけれども、新潟市にいた先生が、教頭になって佐渡へ来て、初めて自校方式の学校へ来たときに、いや、給食というのはいまいものだなと、初めてこんなうまいものを食べたと聞いています。というほど自校方式の給食はおいしいのです。自校方式がおいしいというのは、学校の先生方の間では常識です。

そこで、教育長にお伺いしますけれども、教育長は自校方式の給食はおいしいということは聞いていないでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えします。

自校方式の給食は、近くでつくりますから、温かくて、それから3限目あたりからぷうんとおいがしてくるから、やっぱりおいしい感じがするのだろーと思えます。文科省の方では、自校方式のいいところは認めておまして、センター方式でやっているところは自校方式のいいところを取り入れるようにというふうな指導がされているわけです。それぞれいいところもあるし、問題もある。問題というか、それぞれのいいところをとってやるのだということで、私どもはやはり今のいろんな状況を考えてみて、センターにさせていただいて、そして我慢するところは我慢させていただいて、その分はまたほかのところへ回せるのではないかと、そういうことも考えながら、今お願いをしているところでございます。一番おいしいのは、家庭でつくってくれるのが一番おいしいかなと、お母さんの弁当が一番おいしいのではないかとこの気持ちもしております。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） やはり教育長、自校方式が学校給食おいしいと今言われていましたけれども、家庭のそれは別問題です。ごまかさないでください。そして、そういう自校方式がおいしいと聞いていて、実感して、教育長はどんどん、どんどん一方的にセンター方式を進めますというのは、とんでもないことだと私は思いますけれども。

そこで、センター方式の特徴というのは、まだ私の話を聞いてくださいよ、市長時々答えてもらいますので。教育長、センター方式の特徴というのは、汁ものは少ないということ、それから揚げ物、それから冷凍物、それからベトナムやインドなどからどんどん来ます、この冷凍物というのは、パックものが非常に多くなると、こういう傾向があります。これ実際やられています。センター方式ね。これは、運搬しやすいもの、そして調理しやすいもの、後片づけの楽なもの、こういうことを中心に考えるから、センター方式はこうなるのです。そして、子供たちの顔が見えない給食づくりは、仕事の能率が優先するのです、これがセンター方式です。

そこで、お聞きします。自校方式でやっている地区名、現在ですよ。小学校、中学校名を紹介していただきたい。いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

地区名といたしましては、両津地区の一部、前浜小中、浦川、北中、内海府小中、それに相川は全部の小中学校でございます。新穂も小中やっておりますし、小木も全部の小中学校でやっております。それに、羽茂の小中学校ということで、総学校数が22校ということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 児玉課長、答弁ありがとうございます。そして、課長の答弁、もうちょっと声を前に出して答弁していただきたいと思います。次回からよろしくお願いします。

そういつて自校方式、今紹介してもらった学校なのですけども、そういった学校給食の自校方式やっている長所として、もう一回言いますけれども、私まとめたのですけれども、先生方の話を聞きました、さらに。紹介します。一つに、栄養士、それから調理員たちとの接触が日常的に行われているということです。それで、2時間目ぐらいになりますと、給食室から料理のにおいが漂ってきますと。すると、子供たちが、ああ、きょうはカレーだと顔をほころばせます。毎日においてその日の献立の当てっこをしたり、サンプルケースを見てきたり、調理員のおばさんに聞いたりして、楽しい話題ができたりしています。これは、自校方式だからこうなるのです。センター方式ではこうならない。ある栄養士さんは、子供、先生方の日常的な会話の中で給食のことが語られ、おいしかった、もっと食べたかった、しょっぱかったなどの直接の評価が得られると言っています。子供の顔の見える給食づくりとそうでないのとでは、気持ちの上でも随分違うと言っています。これ先生から聞いた話ですけども。

それで、二つ目に学校の独自性、担当の先生、調理員、栄養士のアイデアを生かした献立ができるということです。例えばこういう献立をつくっているのです。お花見会として桜御飯に特製のデザートが出たり、桃の節句は桜もちのデザート、節分には節分給食、冬至にはカボチャ料理が出たり、学校菜園でとれたサツマイモ、エダマメの惣菜が出たり、感謝給食といって調理員のおばさんたちに感謝の言葉と手紙を上げる行事も行われています。いずれもセンター方式では無理でしょうと、これが自校方式のいい面です。

それで、三つ目に品数が豊富だということ。その時々地域の産物が食べられる。調理員さんたちの心がこもるとは、転勤した先生の感想です。まさに効率化だけでなく、効率化ではなく、子供の笑顔が先行する給食なのです。センター方式というのは効率化が中心ですけども、自校方式の給食は子供の笑顔が先行する給食なのです。また、心の通った給食であるという印象を、私は今年の6月議会でもこの話をしましたけれども、さらに強く受けました。ここまでのまとめとして言いますけれども、一つに地域の食事情、その学校の子供の実態に合わせた献立の工夫が必要であると。

そこで、教育長にお伺いしますが、学校給食の全体計画は、これだれがつくっているのか、内容もあわせて伺います。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 国仲給食センターの計画はだれがつくったのかというご質問だと思うのですが……

〔「学校給食の全体計画」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 学校給食の献立ということですか。それは、県の栄養士であり、市の栄養士がその献立をつくって運用を進めているということです。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 課長、教育長、ちょっとやっぱり認識が違います。学校給食の全体計画は、学校の先生がつくっているのです、担当の。それで、今課長言ったのですけれども、栄養士がつくるのは献立だけなのです。私が言った学校給食の全体計画というのは、内容は、学校の先生が、担当の先生がですよ。地域の食事情、産物、行事、子供の食事情というのですか、体位というのですか、これは保健の先生が入ります。それで、健康状態、学校行事などを多角的に検討を加えながら立案されているのです、学校給食の全体計画というのは。センター方式になりますと、こういうことはなくなってしまうのではないのでしょうか。ただ食べさせればいいというものではないのです。センター方式では、先ほど言ったことが大ざっぱにまとめられたり切り捨てられたりして、きめ細やかさや温かさが欠落してしまったと言っているのだ。これは、先生から聞いた話です。

それで、もう一点です。お聞きしますけれども、もう一点は愛情こそが一番ということです。自分たちの食べ物、直接あの調理員のおばさんたちの手でつくられているということを実感できるということは、もうそれだけで十分教育的意義があるのだと、こういうことです。

そこでお聞きしますけれども、現場の先生、栄養士、調理員の意向を十分に聞く必要があると思うのです。そして、教育委員会が、これ大事な話ししているのですけれども、教育委員会としての役割を果たさず、今回の流れを見ますと。効率化だ、経費節減だといってセンター化、単なる行政マンへの下請、おべっか役しか果たしていないと、このことを一体、今話を聞いて教育長、どう思いますか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えします。

まず、何点かあるのでございますけれども、まとめてがいいと思うのですが、それぞれ二、三点ちょっとお話し申し上げたいと思います。

一つは、つくっていただく調理の方ですけれども、これは栄養士の先生方とかうちの職員も、島外のセンターのやっているところと同等くらいのところに行っているいろいろと見学をしてきたり、いろんな勉強会をいたしまして、それでセンターの調理をしてきている人たちも、あるいは栄養士の先生も、学校を回っているいろんな交流を図ると、そしてその学校ではこの方たちの先生方がつくってくれているのだなということで感謝、お手紙を書くというようなですとか、いわゆる学校方式でやっていることをそのままもうできるわけで、できるのだと私は考えています。工夫だと思えます。

それから、先ほど細かくおっしゃられたいろいろな食べ物に関する教育については、これは食育として、学校の給食も食育の、大事な食育の話ですけれども、家庭でも、地域でも、いろんな体験学習、農業でも、漁業でも、いろんなところでその食育というのはこれからひとつ勉強していかなければならないということで、将来は自立をして自分の健康をしっかり守るといふ、そういう人間を育てるといふ過程が必要だということふうに思っております。

それから、議員さん、私どもだけで勝手にというようなお話でございますけれども、これは検討委員会

の皆さんが新市の建設計画の中でずっと経過がありまして、皆様方に諮ってお願いをしてきたところでございます。私どもだけでやっているものではありませんので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 教育長、課長と同じように、もっとマイクに向かって、前で声を出してほしいのです。

それで、私がさっき質問したことをきちっと答えていないのです。おべっか役しか果たしていないと、これは一体どういうことなのだと、センター化で効率化、経費削減だと言っているのですけれども、そのことに答えていなくて、きちっと答弁していただきたいと思うのです。

それで、学校給食センター化は、はっきり言っていただきたいのですけれども、財政厳しいと、お金がないということでやられているわけなのですから、私から言わせれば真っ先に何で子供たちをねらうのかと、合併してすぐこういうことをやるのかと。保育園だとか、学校統合だとか、センター化して真っ先に、金がない、金がないといって真っ先に子供たちをねらうのか、そこが問題であると私言っているのです、今までの流れ見ますと。ここまでは、前段食育の話をしましたけれども、センター方式では食育が切り捨てられます。

次の質問いきます。今までの経過説明の中で、次は項目でも書きましたけれども、教育委員会のこの一方的な説明について。自校方式でやられている新穂地区の保護者への対応です、当初の。保護者向けの説明会が必要だと言われて、昨年4月にやるという約束を教育委員会は、言葉は悪いですが、破って、7月に入って新穂小学校からの問い合わせによってようやく今年の7月14日、新穂地区で説明会が開かれました。そのときに、日報に何て書かれたか、知っていますか。いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

その件につきましては、かつて議会の中でも申し上げてきましたが、少し出おくれた感があって、迷惑をかけたということで急遽説明会を何回も開催していたということで、皆様方にはお話を申し上げているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それは前半の話で、私はそのときの模様を地元新聞、日報に何て書かれましたか知っていますかという質問だったので、市の説明に不満と不安、寝耳に水、食育と逆行と書かれました。まさにこのとおりではないですか。寝耳に水というのは、事前に教育委員会がきちんと説明していないことです。それで、食育と逆行とは、あなたたち教育委員会は食育を進めるのですか、本当に。進めるようなものがあるのですか、これ。いまだにないからこういうことを書かれるのです。このことを現在まで、今日まで引きずっています、市民と保護者との間では。

そこで質問しますけれども、当初説明会に来られなかった新穂地区保護者の方々にはどのような対応をされましたか。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 10日後に文書で、計画の概要について説明の文書を差し上げたと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 今課長が言われたように文書でということなのですが、説明会場から、来られなかった人のためにも、まず概要をまとめて資料を配るべきだとの意見が出たので、教育委員会は学校を通じて家庭に配布されました。そのとき配布した一枚物の紙きれがあります。どう書いてあるかという、来られなかった保護者へも案内した方がよいとのご意見がありましたので、主な内容について下記のとおり報告させていただきますと、これが進める側の姿勢なのでしょう、この紙きれ1枚。非常に教育委員会、情けないと私は思います。もっと話し合いの場を設けて保護者の声も酌んでほしいと、行政と学校、保護者が一体になって進めていくべきではないかという保護者、そこには学校の先生もいましたよね。学校の先生からの声を教育委員会はどのように受けとめてきましたか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

今ほどのちょっと出おくれた感がございまして、今のように説明会の後、皆さんに周知をし、その後PTAの皆さんとか、該当の校長先生とかといろいろと懇談を重ねてきたところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 教育委員会は、こういった声をしっかり受けとめてこなかったのです。それで、保護者、学校の先生の声、言葉は乱暴ですけども、無視してきました。違いますか。

もう一点お伺いしますけれども、新穂小のPTAが教育委員会に自校給食の要望書を出しましたが、返事がないのです。そして、新校舎の設計図から、ある日突然調理室が消えた、これ一体どういうことですか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

新穂小学校につきましては、建築と絡めておりまして、現在も体育館と分かれていたのですけれども、体育館の改築のために一つだけ残して今あるわけですが、その扱い方等について検討していたためだと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 教育長、PTAを無視したのです。そして、大型給食センター建設を進めるために、やはりうやむやにしたのです。違いますか。

それでは、佐渡養護学校の生徒、保護者へは、センター建設についてどう説明されましたか。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 養護学校へは、学校を通じて説明してきたところであります。それにあわせて、保護者へもこのような結果だということでご説明しています。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 要は、佐渡の教育委員会は佐渡養護学校の生徒や保護者へはセンター建設について、直接は説明されていないのですね。

それから、はっきり聞いておきたいのですが、当初この金井、真野地区保護者へはどのように対応されましたか。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 各地区の金井、それに真野地区、いずれも老朽化しております。そしてその要望が計画として早いうちから上がってきたところであります。したがって、この計画、7月の文書を差し上げたときに、このような計画でそのご要望におこたえするというようなことでお知らせをしたところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） これが、教育委員会が金井、真野地区保護者へ配布された紙きれ一枚です、文書。申しわけないですけれども、このピンクに線を引いてあるところを読んでいただきたい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 中村君、あなたが、必要あれば読んでください。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それでは、教育委員会が金井、真野地区保護者へ配布された文書、平成18年の7月21日、金井地区小中学校保護者様、全部省略しますけれども、ピンク色の線を書いたところ。国仲学校給食センターを建設することになりましたと、こっちは真野地区です。平成18年7月21日、真野地区小中学校保護者様、国仲学校給食センターを建設することになりましたと。こう教育委員会は断言、言い切っていますけれども、そもそもこのセンター建設の計画決定を何年の何月何日にされましたか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 17年の9月30日の臨時教育委員会でまず協議いたしました。それと、18年の3月の新市建設計画の決定を経まして、そして18年に入りまして計画を進めたところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） このセンター建設の計画決定を教育委員会が平成17年9月30日計画決定をされたのです。あなたたちは、既に決定済みのまま、保護者や市民の中に入って話をしたり説明している、これ問題です。市民、保護者へきちっと説明されていない、理解も不十分、合意のまま、ここまで進めているところに問題があるのです。

それでは、教育長、もう一回聞く。あなた方は、市民や保護者から十分理解されたと考えているのか。教育長、答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

こういう説明会を何回か実施をしてきている中でも、なかなか参集していただけない部分がいっぱいございまして、そしてそういったことについてどうしたら皆さんに一生懸命周知できるかということで、あと父兄の役員の皆さんや校長さん方を通して、ひとつ学校の方へ周知を図っていくような努力もしてまいりました。そういうことで、あと議会の方に諮りながら、審議していただきながら決定をしていただいたという経過でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） ちょっと今答弁わからなかったのですけれども……

○議長（梅澤雅廣君） 再質問してください。

○23番（中村良夫君） はい。

だったら、教育長、署名や請願が出てくるはずないのです。説明、理解も不十分であるから出てきたわけでしょう。違いますか、教育長。答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） 私ども何回か説明の中で、先ほどからおっしゃっておりますように、どの地区でも同じ方が出てこられたり、それから地域の人たちが本当にわずかだったときもあったというふうに思います。そのようなことで、私どもとしてはどのくらい理解されているのかなという疑問は持ちながらも説明を繰り返してきたと、こういうことでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） ちょっと力強い答弁ですけれども、まして教育委員会は、ご存じだと思うのですが、市民や保護者、やっぱり説明不十分です、理解が不十分。行政改革推進委員会からも、給食施設の取り組みについて、市民への説明を徹底しなさいと教育委員会指摘されているのです。知っていますか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 本年2月の説明は、土曜、日曜を使いまして説明してきたところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 失礼しました、訂正させていただきます。普通の日の夜間を使って説明してきたところであります。しかし、その説明では不十分だというご意見、ご指導をいただいたものですから、再説明会につきましては土曜日、それに日曜日という土日、月曜日というようなことで、その時間帯を変えまして説明をしたところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 署名は、国仲学校給食センター建設の凍結と既存の給食センター、自校給食の存続を求めています。ご存じのように、この短期間のうちに3,000名を超える署名が提出されました。まだまだ輪が広がって集まってくるでしょう。そして、テレビをごらんになっている市民の皆さん、学校給食センター建設問題の署名にご協力していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

署名を集めている、あるいは一般の保護者の方、私お話したことがあるのですけれども、こういうことを通じて、教育長、聞いてください、市長も。佐渡市になって、自治体が、佐渡市が遠くなったと最初思ったけれども、こういう学校給食のかかわりで佐渡市が近くなったと、そして佐渡市が何を考えているか私わかってきましたと、政治に今まで無関心だった人たちも政治がよくわかるようになりましたと、こういうことを言っています。こういう中で、大型学校給食センターを進めることは、私は住民の立場に立つ議員としては到底認めるわけにはいきません。市長、これからどんどん署名が集まってくると思えます。私のうちにもファクスやお手紙やお電話やいろんな問い合わせ来ています。

市長、大変ですけれども、こういった状況を考えたときに、立ちどまって考えるべきではないのでしょ

うか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの中村議員のご説明、質問でございますが、長い間我々も議論をして、この議会でも認めていただいたわけでございます。どういうことかといいますと、我々はいつも申し上げているのですが、与えられた収入しかないわけです。その中で学校や、あるいは困った方、あるいは病院に対する補助、それぞれにご自分たちの財布の中から市民が選んだ皆さん方と一緒にこれを決めているわけです。これをもし削るなんていうことになりますと、当然困った方々のをまた取り上げるというような格好になってしまうわけです。我々ぎりぎりの中で皆さんと一緒に議論をして、いろんな配分をしているわけです。あるいは、就職ができない人たちもいるわけです。それから、困って病院に入れない人もいる、あるいは施設介護を受けられない人もいるわけです。そんな中で、みんなでご議論の後、何回も言いますが、議論の後で落ちつくところへ落ちついたわけでございます。

それから、もう一つ、先ほど議員のお話もありましたけれども、本当に我々は長い高度成長時代の中でかつて、中村さんはまだお若いからわかりませんが、我々のときには弁当を持ってくる人がいない人たちもいました。梅干し一つがやっという人もいました。そのうちに少しずつよくなって、ストーブのところで冷たい弁当を温めると、たくあんの香りがしてきたということも、中村さんはご存じないでしょうけれども、そういう時代もありました。みんなが一生懸命になって頑張ってきて、分け合いながら現在の今の時代をつくっているわけございまして、もう一度この議論を繰り返すというは、やはりバランスがとれないのではないかというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） ご理解できません。市長は、この立ちどまって考えるべきですという私質問したのだけれども、全然関係ない答弁をして。私も議員ですから、百歩譲ったりすることもあります。それで、今までの流れの中で、ここまで来て議会制民主主義だとか、予算が通ったとか、いろいろわかります、私も。ここの本会議場ではそういう会話は通じます。市長や教育長が、この会場から一步外へ出れば、市民や保護者からはこの話は通じないのです、実は。悪いものは悪い、そういう感じです。このセンター方式、学校、大型、これはひとつ簡単なのです。市民や保護者の意見も聞かないで一方的に計画を決定した、これが大問題なのです。非常にわかりやすい、署名もとりのやすいのです、だから。だから大変なのですよということを言いたいのです。

同僚議員の皆様、党派や会派など乗り越えまして、この大型給食センター建設については、勇気ある立場で臨んでいただきたいことを切にお願いいたします。

そして、まとめの方に入っていきますけれども、まだまだ教育長や市長答弁されて、私自身納得できないところもあるので、何回かお聞きしますけれども、1番目に保護者や市民の声を反映させる、聞く機会は幾つもあったはずです。一つは、例えば平成16年11月に検討委員会に諮問する前、メモしていただき。二つに、平成17年8月に検討委員会が答申する前、三つ目に検討委員会が答申後、教育委員会として市民の声を吸い上げる、四つ目に平成18年の7月、新穂の説明会后、再検討、五つ目に平成18年7月、新穂説明会からことしの2月の各地区説明会に至るまでの間。また、こういうこともできるのではないです

か。保護者にアンケートで声を聞くとか、やる気になればできたことです。そして、これらをやっていれば、今のような佐渡市と教育委員会の暴走にならなかったはずです。

2番目に、経費節減が前面で、食育や地産地消の観点で学校給食を充実させるという点を全く欠いた計画だと私は思います。

3番目に、あなた方のこういった保護者、市民不在のやり方が今回の混乱を招き、混乱を引き起こした最大の原因ではないか。昨日、一般質問14日の質問の答弁で、こういった場合、誠意を持って話し合いをしていくことは大切という趣旨の答弁がありましたが、計画を勝手に決めて押しつけておいて、誠意を持って話し合いというのは全くおかしいと。誠意を持って話し合いというのなら、計画を決めてしまう前に行ってこそ誠意が通じるのではないのでしょうか。いかがですか、教育長。誠意ある答弁をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

今中村議員が言われるように、本当に細かく、時間があっていろいろなご意見を聞くというのが本当はいいのだと思いますけれども、限られた時間の中で私ども教育行政を預かる者としては、やはりある程度の計画原案を立てて、そして皆さんに諮っていくという方法が、これが私どもとしては一番有効なやり方かなということやってきたわけでございます。そういうことで、この国仲給食センターにつきましては、何度もお話をするのですけれども、二つのセンターと三つの単独方式の学校が一つになって、答申でいただいたのは1,000食だったのですけれども、ドライ方式でやるということ、これは安全だと、大丈夫だと、やれるという自信で、私どもは経費節減の面から一つにさせていただいたということで、これらをご提案申し上げてたところでございます。現在真野が建築になっておりますし、学校の中に取り込まれておりますので、それを新しく建てるということ、また膨大な費用がかかります。新穂も学校建築に絡めて一つつくと膨大な建築費がかかります。それから、金井はウェット方式といいまして、県、国からドライ方式にそういうところは変えるようにという指導をなされているところでございます。そうすると、そういうものをひっくるめて私どもが今後考えていった場合には、相当な経費の違いになってしまうというところで、私どもはその点は申し上げておきたいと思っております。

それから、もう一つは学校統廃合が決まってからそういうことをやるべきだという議論でございますけれども、私どもむしろ逆で、学校の組み合わせがどうなるかわからぬ場合もありますので、やはりセンターにしておいていただいて、そしてどこの学校が使われるか、あるいは使われないかということになってむだにならぬようにしていくというようなことを含めまして、総合的に判断をお願いしていったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） そして、教育長、この間の市と教育委員会の対応に対して、関係保護者や少くない市民は、実は大きな不信感を抱いています。今教育は、地域との連携が大切と強調されていますけれども、教育委員会は保護者などに不信感を与えて、これで本当によい教育ができるはずはないのではないのでしょうか。疑念と不信感をつくり出した市と教育委員会は、まずその原因を反省し、原点、基本に戻りまして、食育を基本としたこの佐渡ならではの学校給食づくりを子供、そして保護者、市民とともにつくっ

ていくことこそが今考え、決断すべきではないでしょうか。これ答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） 議員のおっしゃられるように努力をしてみたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） そしたら、今計画を進めていることを立ちどまって考えるべきではないでしょうか。教育委員会は、安全、安心で温かいものでも冷めないようにすることができると言っていますけれども、子供の給食を考える会などの皆さんが言っているのは、安全、安心な給食は当然ですけれども、これから育つ子供たちに食、食べることを通じて豊かな人間に育つような食育の視点を大切にしたい給食をつくらうということなのです。会の皆さんは、次のように言っています。給食にはいろんな栄養素が詰まっていますと、身体の栄養だけでなくみんなと一緒においしいものを食べる幸せ、つくっているときのいいにおいと、それから給食をつくってくださる人の気持ち、野菜や果物やお米をつくっている人の気持ち、そしてそこから学べる思いやり、食べ物の成り立ち、大切さ、これ地域社会とチラシに書いてありました。これが生かせる学校給食をこの佐渡でつくることに力と知恵を出して、保護者や市民とともに共働、市長がよく使います共働、つくることが今重要なのではないかと、こういうふうに私まとめましたけれども、この問題で子供の作文を紹介したいと思います。そこで、教育長や市長が立派な市長や教育長だったら、心に通じるものがあると思いますので、読んでいきたいと思います。

僕の学校の給食づくりに近所のおばちゃんが働いていますと、朝学校へ行くときよく一緒になります。おばちゃんに会うと、きょうの献立は何だろうと思って、友達と当てっこをしたり、おばちゃんに聞いたります。おばちゃんは、さあ、何だろう、お昼になるまで楽しみにしていてねと言って答えを教えてくださいません。学校には、サンプルケースがありますが、朝行ってもまだ飾ってはありませんと。とっておばさんの会話、お友達との会話がここに出てきます。それが自校給食の長所なのだと、そういうものが一切なくなってしまう。こういうところに本当の人間的なつながりが出てくるのです。学校給食の意義が出てくるのです。教育長、そして議長、そして市長、署名をいただきました。ぜひ立ちどまって考えていただきたいと思います。

時間まだありますので、次の国民健康保険法施行令では五つの項目を上げて、特別な事情にある者については、先ほど話ししましたけれども、被保険者証の返還を求めないとしていますけれども、部長よく聞いていただきたいと思いますが、世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷した場合は特別な事情に当たるとしています。つまり病気にかかっている人については特別な事情に当たり、一般証の返還を求めないと国民健康保険法施行令に書かれていますけれども、これは今言った理解でいいのかどうか、答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

市の方の取り扱い事務要綱でも、今の部分につきましては2番目に記載してございますので、そのとおりです。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それでは、あと2点ぐらい聞かせていただきたいと思うのですが、同時にで

は失業中の人やリストラによって離職した人も、施行令にあるこの前各号ってありますよね、5番目のやつ。類する事由に入る、つまり一般証の返還を求めないということになると考えますけれども、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 金子市民課長。

○市民課長（金子信雄君） お答え申し上げます。

先ほど議員が言われたように、特別な事情に該当する場合には資格証の交付というのはありませんけれども、ただ特別な事情に該当するかどうかは、個々の事例によって法令の趣旨に添いながら検討したいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） もう一点は、ではこれ実際資格証が交付されている世帯で、新たに病気になるとか、あるいは新たに失業したりリストラで離職するといった場合は、支所や本庁へ行って手続きすれば一般証がもらえると、こういう理解でいいのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 金子課長。

○市民課長（金子信雄君） お答え申し上げます。

資格証を発行する際には、その前段としまして、督促、催告等前もって保険税の滞納についてお知らせをしております。それで、資格証の案内をする場合に、その後納税相談等にに応じていただきたいということでの連絡もしておりますし、もし特別な事情に該当するような事項がありましたら、回答書という様式と、その説明書きも一緒に同封をして送付させていただいております。ただ、そういった場合に納税相談等に一度も応じてもらえないというような場合で、こちらとするとその家庭がどういう事情かということがわからないような状況ですと、やはり資格証の交付ということにさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それで、部長、さっきの1回目のちょっと答弁わかりづらいところがあったのですが、例の子供の関係で、乳幼児医療費助成受給世帯を資格証明書交付対象から除外する、その検討を指示した厚生労働省通知について、佐渡市ではこれ検討して、例えば対象外とする市の取り扱い要綱などにおいて、あるいは特別の事情に加えるなどして検討するかどうかという、その最初の答弁がちょっとよくわからなかったもので、確認したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 金子課長。

○市民課長（金子信雄君） お答え申し上げます。

乳幼児医療費助成世帯に限らず、先ほど申しました特別な事情に該当するような世帯であれば、そういった乳幼児の受給世帯に限らず、そういった事項に該当するということであれば資格証の交付を一般証に切りかえるというようなことであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 教育長、靖国DVD問題、1回目の答弁は、適正な判断をして指導要綱の趣旨に添ったもの、これ使うことが基本でありますけれども、要はこの靖国DVD、中学校では使わせませんか。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

内容について承知しておりませんので、お答えしかねます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 以上で中村良夫の一般質問終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

18日は午前10時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午後 5時27分 散会